2012北海道内市町村のNPO法人へ の寄附に伴う個人住民税の控除の ための税条例改正等調査報告書

平成25年1月15日

特定非営利活動法人 公共政策研究所

目 次

1. 調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
2. NPO法人への法人住民税の減免実施状況
3. 認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況
4. 条例指定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況・・・・・10 提案 調査結果 調査内容 (1)条例指定NPO法人への寄附控除実施のための税条例改正実施自治体 (2)税条例改正実施自治体の条例指定NPO法人数 (3)振興局別指定自治体・指定NPO法人数の状況 (4)条例指定NPO法人数の分析 (5)条例指定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況 (6)条例指定NPO法人一覧 (7)自治体からのコメント
5. 今後の課題 (1)課題の概念図 (2)市町村の条例指定条件(課題1) (3)市町村の条例指定条件と北海道の条例指定条件のアンマッチ(課題2) (4)条例指定NPO法人から認定NPO法人に変わる時の課題(課題3)
6. 調査票等 ····································
7. 資料 (1)認定NPO法人への寄附控除を規定した道内自治体の税条例のパターン (2)条例別表でNPO法人を指定した税条例 (3)足寄町の寄附金税控除の対象となるNPO法人の指定基準 (4)北見市の寄附金税控除の対象となるNPO法人の指定に関する要綱 (5)条例指定NPO法人への寄附金控除の税条例を活かす
8. あとがき・・・・・・・・・・54

1. 調査の概要

(1)調査対象

北海道内179市町村

(2)調査期間

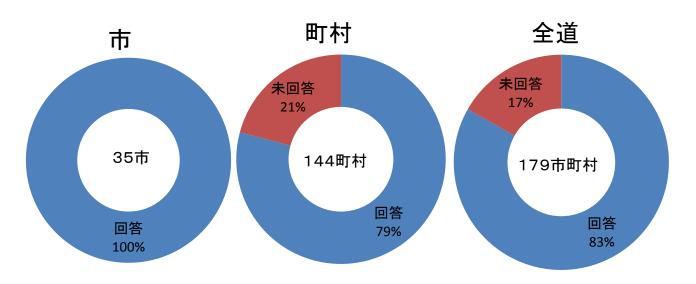
平成24年11月19日~12月7日

(3)調査実施主体

特定非営利活動法人 公共政策研究所

(4)回答率(H24.12.11現在)

項目	総数	回答数	未回答数	回答率
市	35	35	0	100%
町村	144	114	30	79%
計	179	149	30	83%



2. NPO法人への法人住民税の減免実施状況

提案

NPOへの法人住民税の減免は条例により行うべきであり、運用や減免を行っていない自治体は、条例改正をして行うことを昨年に引き続き再度提案する。

理由は、条例指定NPOへの寄付が個人住民税の控除がされるにも係わらず、NPOへの法人住民税の減免があいまいになっていることは矛盾となるからだ。

調査結果

①法人住民税の減免対象市町村数((1)参照)は、条例に基づく減免ありが5年間で12市町村増(7%増)、運用で減免ありが10市町村減(5%減)、減免なしが3市町村減(2%減)と総体として条例に基づく減免ありが増の方向に向かっていることが分かる。しかし、市の減免なしが5年間、同じ6市であることは、自治体がNPOに無関心か、NPOが自治体に無関心なのか、両方に課題があるのではないか。

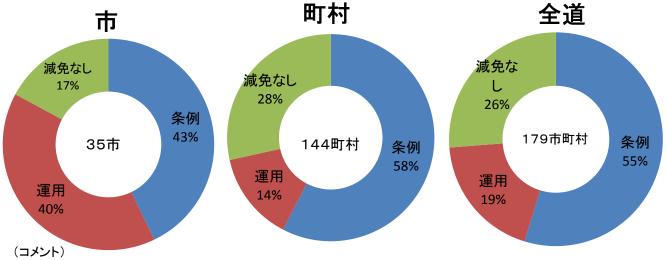
②法人住民税の減免対象NPO数((3)参照)は、市が75%運用で行っている。本来、税の減免を条例に規定せず、通達等の裁量で行っていることは不自然である。運用の場合の根拠は、税条例に「前各号に準ずべき者」や「前各号に掲げるもののほか特別の事由があるもの」などを適用し、通達等で「特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人」を指定することで、減免を行っている。しかし、本来は、町村の69%(P5)が行っているように、条例に「特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する法人」と規定すべきではないか。

調査内容

(1)NPO法人への法人住民税の減免実施状況

自治体		ī	ħ			町	村			全	道	
調査時点	20	07	20	12	20	07	20	12	20	07	20	12
項目	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率
条例に基づく減免あり	13	37%	15	43%	73	51%	83	58%	86	48%	98	55%
条例には規定がないが運用で減免あり	16	46%	14	40%	28	19%	20	14%	44	24%	34	19%
減免なし	6	17%	6	17%	44	30%	41	28%	50	28%	47	26%
計	35	100%	35	100%	145	100%	144	100%	180	100%	179	100%

(注1)07年の調査時点は07年3月31日(注2)12年の調査時点は12年12月1日(注3)無回答は2011年度の調査結果を準用した。



- ①市と町村の比較では、町村は条例による減免が、市は運用の比率が高い。
- ②減免なしの比率は町村が高い。

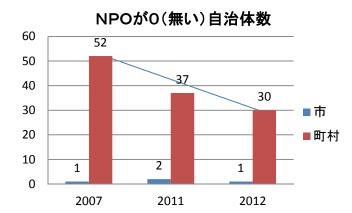
(注)回答無し自治体のNPO法人数

NPO数	市	町村	計	比率
0	0	16	16	53%
1以上	0	14	14	47%
計	0	30	30	100%

回答無し自治体(30自治体)の16自治体(53%)はNPO数0であった。

(2)NPO法人が無い自治体数

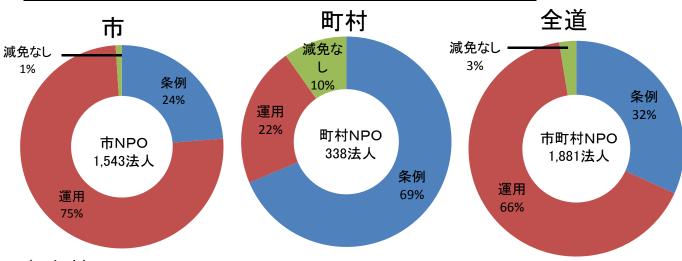
時期	2007	2011	2012
市	1	2	1
町村	52	37	30
計	53	39	31
自治体数	180	179	179
比率	29%	22%	17%



(コメント) 5年間でNPO無し(0)の市町村 が12%減少した。

(3)法人住民税の減免等対象NPO法人数

項目	市	比率	町村	比率	全道	比率
条例による	366	24%	232	69%	598	32%
運用による	1,162	75%	73	22%	1,235	66%
減免なし	15	1%	33	10%	48	3%
計	1,543	100%	338	100%	1,881	100%
2011	1,400		305		1.705	



(コメント)

- ①市のNPOは圧倒的に運用による減免が適用されている。しかし、町村のNPOは条例による減免が適用されている。税の減免は条例によるべきであり、市の運用による減免は、条例改正を行って、条例により減免がなされるべきである。
- ②減免なしは、今後、条例による減免が行われるべきである。

(4) 北海道内市町村別NPO法人への法人住民税の減免実施状況

道内市町村別NPO法人数と法人住民税の減免(条例であり〇、運用であり△、減免なし×、回答なしは11を準用())

道内市町	T村別N	NPO)	法人	数と河		民税の減免	(条例)	であり	10, i	運用で		<u>△、減免な</u>	ιν,	回答:	なしは	.11₹	準用	())					
市町村名	振聞足	[団体数		減免	市町村名	振興局		団体数	Ţ	減免	市町村名	振興局		団体数		減免	市町村名	振興局		団体数		減免
רוז נייז נייי נויי	派兴内	07	11	12	12	בר נידר ניידינוי	派兴内	07	11	12	12	ברני ושווו	派兴内	07	11	12	12	רוו וייוויון די וייווי	派兴内	07	11	12	12
札幌市	石狩	567	764	856	Δ	島牧村	後志	0	0	0	(x)	増毛町	留萌	0	1	1	Δ	豊浦町	胆振	2	4	4	×
函館市	渡島	55	83	87		寿都町	後志	0	0	0		小平町	留萌	1	0	0	Δ	壮瞥町	胆振	2	5	6	Δ
小樽市	後志	21	23			黒松内町	後志	0	0		Ō	苫前町	留萌	0		0		白老町	胆振	6	9	10	Δ
旭川市	上川	59	84	92		蘭越町	後志	3	4	4	Ō	羽幌町	留萌	2	3	3		厚真町	胆振	0	1	1	×
室蘭市	担振	18	24	25		ニセコ町	後志	4	5	5		初山別村	留萌	0		0		洞爺湖町	胆振	3	3	1	(x)
釧路市	釧路	29	36			真狩村	後志	0	0			遠別町	留萌	1	1	1		安平町	胆振	0	0	2	×
帯広市	十勝	37	56			具有利 留寿都村	後志	0	0			天塩町	留萌	1	1	1	×	むかわ町	胆振	2	3	3	
		26					後志	1	1	1	(x)	幌延町	宗谷	0		0		日高町	日高	3	5		
北見市 夕張市	網走 空知		28	4		喜茂別町	後志	1	1	1	(^)	^{院延町} 猿払村	宗谷	0		0				2	3	6 4	Δ
岩見沢市		<u>2</u> 27	32	32		<u>京極町</u> 倶知安町	後志	5	6	8	ô	浜頓別町	宗谷	3	2	2		平取町 新冠町	日高日高	1	ა 1	4	×
						共和町		1	3		_			<u>ا</u>	1			浦河町			0	0	Ô
網走市	網走	18	19	19		岩内町	後志	0	2			中頓別町	宗谷 宗谷	1			Δ	様似町	日高	0	2	2 0	_
留萌市	留萌	7	10	13			後志	_				枝幸町		0	1	2			日高	1	0	_	-
<u> </u>		25	38			泊村	後志	0	0	0	_	豊富町	宗谷	2		2		えりも町	日高	0	0		(x)
稚内市	宗谷	4	8	9		神恵内村	後志	1	1			礼文町	宗谷	0		1	X	新ひだか町		5	9	10	
美唄市	空知	6	6			積丹町	後志	0	0	0		利尻町	宗谷	0			X	音更町	十勝	6	10	9	_
芦別市	空知	2	4	5		古平町	後志	1	1	1		利尻富士町	宗谷	0		0	_	士幌町	十勝	0	3	3	,
江別市	石狩	18	26			仁木町	後志	2	1	1	0	美幌町	オホーツク	5	5	5	0	上士幌町	十勝	3	5	5	_
赤平市	空知	3	3	3		余市町	後志	6	9	9	0	津別町	オホーツク	0		3	0	鹿追町	十勝	3	3	4	0
紋別市	網走	5	9	10		赤井川村	後志	0	1	1		斜里町	オホーツク	3	6	6		新得町	十勝	4	4	4	0
士別市	上川	5	4	4		南幌町	空知	0	1	1	Δ	清里町	オホーツク	1	1	1		清水町	十勝	4	5	5	_
名寄市	上川	4	6	6		奈井江町	空知	2	2			小清水町	オホーツク	1	1	1		芽室町	十勝	2	3	3	ľ
三笠市	空知	1	1	1	×	上砂川町	空知	0				訓子府町	オホーツク	1	1	1		中札内村	十勝	1	1	1	(O)
根室市	根室	1	0	1	X	由仁町	空知	0	0			置戸町	オホーツク	1	1	1		更別村	十勝	0	1	1	(O)
千歳市	石狩	21	21	20		長沼町	空知	0	1			佐呂間町	オホーツク	2		1		大樹町	十勝	2	2	2	0
滝川市	空知	7	7	9		栗山町	空知	4	7	8		遠軽町	オホーツク	5		8	Δ	広尾町	十勝	1	1	1	0
砂川市	空知	6	6	7	_	月形町	空知	0	0	_	0	<u>湧別町</u>	オホーツク	0	0	0	X (2)	幕別町	十勝	5	9	8	0
歌志内市		0	0	0		浦臼町	空知	0	0			滝上町	オホーツク	2		1		池田町	十勝	4	4	4	
深川市	空知	6	/	- /		新十津川町	空知	1	2			興部町	オホーツク	0		1	0	豊頃町	十勝	0	0	0	_
富良野市		7	8			妹背牛町	空知	0	0			西興部村	オホーツク	1	1	1	X	本別町	十勝	1	3	3	0
登別市	胆振	5	9			秩父別町 工立に	空知	2	2			雄武町	オホーツク	0		0	×	足寄町	十勝	3	5	5	_
恵庭市	石狩	8	10			雨竜町	空知	1	0			大空町	オホーツク	2	1	1	0	陸別町	十勝	2	2	2	0
伊達市	胆振	15	14	16	_	北竜町	空知	1	2	2			小計	36	43	46		浦幌町	十勝	2	1	2	0
北広島市		14	28	27		沼田町	空知	0	0		· ·							釧路町	釧路	3	5	5	
石狩市	石狩	15	20			幌加内町	上川	0	1	2	(O)							厚岸町	釧路	1	1	2	·
北斗市	渡島	2	3	4		鷹栖町	上川	2	3		0							<u>浜中町</u>	釧路	1	5		(O)
当別町	石狩	8	9			東神楽町	上川	1	2		0							標茶町	釧路	3	4	4	0
新篠津村		0	2	2		当麻町	上川	0	0	0	X							弟子屈町	釧路	4	2	2	
松前町	渡島	1	1	1		比布町	上川	1	1	1	Ō	4						鶴居村	釧路	1	2	4	(<u>\(\(\(\) \)</u>
福島町	渡島	0	0			愛別町	上川	0		1	0	1						白糠町	釧路	3	4	4	Δ
知内町	渡島	0				上川町	上川	0		1	0							別海町	根室	3	1	1	Δ
木古内町		0				東川町	上川	0				I						中標津町	根室	4	7	8	Δ
七飯町	渡島	5	10	10		美瑛町	上川	5	6	_	_							標津町	根室	1	2	3	
鹿部町	渡島	0	0			上富良野町	上川	1	2		0							羅臼町	根室	2	3	4	Δ
森町	渡島	2	3	3		中富良野町	上川	0	0		0												
八雲町	渡島	2	2	2		南富良野町	上川	1	2	3	Х	-							小計	95	143	157	
長万部町		2	2	3		占冠村	上川	1	2		X									\vdash			
江差町	檜山	3	2			和寒町	上川	0	0	_		1						市町村数			179	179	
上ノ国町		1	1	1		剣淵町	上川	0				1						NPO数		1259	1705	1881	
厚沢部町		1	_1	1		下川町	上川	2	4	5	_												
乙部町	檜山	0				美深町	上川	1	1	1	0												
奥尻町	檜山	0	0			音威子府村	上川	1	1	1	(x)	ļ											
今金町	檜山	1	1	1	(0)	中川町	上川	1	1	1	0	I											
1+++-+>00-1	t territi	າ	. ^	_ ^	(())		ᇄᆍᆂ	E 2	0.0	0.6													

小計 1075 1437 1582

せたな町 檜山

小計 53 82 96

⁽注1)団体数は北海道のホームページ・北海道のNPO・協働の認証団体一覧(2012年10月31日現在)による。

⁽注2)12年度の未回答自治体は11年度と同じとした。()表示

3. 認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

提案

条例指定NPO法人になれば、認定NPO法人になれる可能性が高くなる。そうすると、寄附者は個人住民税の他に、所得税の控除が受けられ、非常に、寄付の魅力が増す。したがって、今後、条例指定NPO法人から認定NPO法人に変わるNPO法人が増加することが想定できる。現在の市町村の税条例では、61%((3)③基準無・未実施参照)が認定NPO法人への寄附控除の規定がない実態がある。もし、そのような市町村の条例指定NPO法人が認定NPO法人に変換した時、寄附者は住民税の控除を受けられない事態と成り兼ねない。市町村は条例指定NPO法人の動向を把握し、認定NPO法人への寄附控除の規定を追加する税条例の改正を早期に行うことを提案する。(資料(1)に認定NPO法人を規定した条例パターンを参照)さらに、市民が行うNPO法人への寄附控除の対象を市内のあるNPO法人だけでなく、せめて、道内にあるNPO法人に広げることにより、より寄附への関心が高まるのではないか。

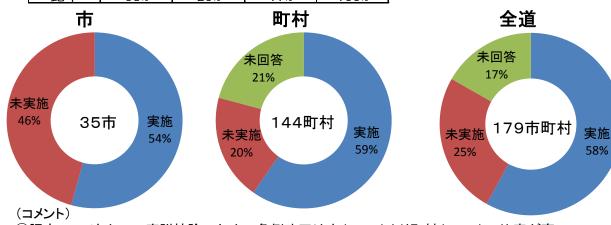
調査結果

- ①認定NPO法人への寄附控除の税条例改正の実施状況が全道で58%と未実施が多かった。
- ②実態として、市町村に認定NPO法人がないので、あえて条例改正を見送った市町村もあった。

調査内容

(1)認定NPO法人への寄附控除実施のための条例改正実施自治体

項目	実施	未実施	未回答	計
市	19	16	0	35
町村	85	29	30	144
計	104	45	30	179
H 率	58%	25%	17%	100%



①認定NPO法人への寄附控除のための条例改正は市(54%)より町村(59%)の比率が高い。

(2)北海道の認定NPO法人一覧

NO	法人の名称		主たる事務所に所在地	代表者	認定の有効期間
1	特定非営利活動法人 カルチャーナイト北海道	札幌市	北海道札幌市中央区北四条西7丁目5番地緑苑 第2ビル707号室	辻井 達一	平成23年6月1日から 平成28年5月31日まで
2	特定非営利活動法人 北の森と川・環境ネットワーク	函館市	北海道函館市五稜郭町19番15号	影山 欣一	平成23年3月1日から 平成28年2月29日まで
3	特定非営利活動法人 霧多布湿原トラスト	浜中町	北海道厚岸郡浜中町仲の浜122番地	三膳 時子	平成16年6月1日から 平成27年5月31日まで
4	特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道	札幌市	北海道札幌市中央区北4条西12丁目1番55	向田 直範	平成23年10月16日から 平成28年10月15日まで
5	特定非営利活動法人 飛んでけ車いすの会	札幌市	北海道札幌市中央区北5条西6丁目2番地	柳生 一自	平成22年7月1日から 平成27年6月30日まで
6	特定非営利活動法人 皮膚病理発展推進機構	札幌市	北海道札幌市北区北18条西3丁目2番21号	木村 鉄宣	平成22年7月16日から 平成27年7月15日まで
7	特定非営利活動法人 北海道移植医療推進協議会	札幌市	北海道札幌市白石区南郷通9丁目北5番15号エムズ南郷通ビル(エヌ・ティ・ティ北海道テレマート(株)内)	横内 龍三	平成19年2月1日から 平成26年1月31日まで
8	特定非営利活動法人 北海道市民環境ネットワーク	札幌市	北海道札幌市中央区南九条西三丁目1番6号彩 木ビル2階	秋山 孝二	平成24年6月1日から 平成29年5月31日まで

(注)平成24年10月26日現在の全国の認定NPO法人は265法人です。(国税庁ホームページより)

(3)認定NPO法人に対する適用範囲の条例パターン

パターン	市内(包括指定)
1	条文に <mark>市(町)内</mark> に 事務所又は事業所 を有する法人

パターン	道内(包括指定)
2	条文に <mark>道内</mark> において 活動する認定NPO が行う当該事業に関 する寄附金
3	北海道税条例第26 条の3第1項第3号ア (主たる事務所を <mark>道</mark> 内に有する法人又 は団体に対する寄 附金)からウまでに 掲げるものを支出し た場合

パターン	全て(包括指定)
4	条文に <mark>認定特定非 営利活動法人</mark> に対 する寄附金

パターン	地域(地域包括 +個別指定)
5	条文に 市(町)内 に有 する法人又は団体を 包括指定及び <mark>首長が</mark> 必要と認めるもの
6	条文に 渡島総合振興 局管内及び檜山振興 局管内に事務所を有 する法人又は団体に 対する寄附金及び首 長が必要と認めるも の(北斗市)

パターン	首長·規則 (個別指定)
7	<mark>首長が認める・規則で</mark> 定める認定NPO法人 への寄附金

パターン	別表(包括指定)
8	別表に <mark>認定特定非営</mark> <mark>利活動法人</mark> に対する寄 附金
9	別表に主たる事務所を 道内に有する認定NP Oへの寄附金(浦幌町) 又は北海道税条例にて 指定された寄附金(湧 別町)
10	別表にオホーツク総合 振興局管内に所在する 法人への寄附金(佐呂 間町)
11	別表に市(町)内に事務 所又は事業所を有する ものへの寄附金
12	別表 <mark>空欄</mark>

(注)パターン1・5・11は市(町村)内、パターン6・10は地域、パターン2・3・9は道内、パターン4・8は全ての認定NPOと分類される。

①条例パターン

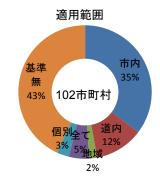
パターン	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	未確認	未実施	未回答	計
市	6	1	0	0	1	1	2	1	0	0	6	1	0	16	0	35
町村	7	0	9	4	3	0	1	0	2	1	13	43	2	29	30	144
計	13	1	9	4	4	1	3	1	2	1	19	44	2	45	30	179
比率	7.3%	0.6%	5.0%	2.2%	2.2%	0.6%	1.7%	0.6%	1.1%	0.6%	10.6%	24.6%	1.1%	25.1%	16.8%	100.0%

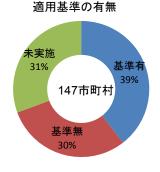
②適用範囲

パターン	市内	道内	地域	全て	個別	基準無	計	個別
713-2	1.5.11	2.3.9	6:10	4.8	7	12	ĒΙ	5.6.7
市	13	1	1	1	2	1	19	4
町村	23	11	1	4	1	43	83	4
計	36	12	2	5	3	44	102	8
比率	35%	12%	2%	5%	3%	43%	100%	

③適用基準の有無

	基準有	基準無	未実施	計
市	18	1	16	35
町村	40	43	29	112
計	58	44	45	147
比率	39%	30%	31%	100%





(コメント)

②の適用範囲では、条例が適用される認定NPO法人の範囲について、基準無が全体の43%と多いこと、次に、市内の35%、道内の12%となっていた。③の適用基準では、基準無と未実施(基準の定めなし)が61%もあることがわかった。

(4)認定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

道内市町		定N			_		<u>1日現在)と</u>						_														
市町村名	団体数	パターン		例改正実		栽	市町村名	団体数	パターン	_	例改正多	_	未実	市町村名	団体数	パターン		例改正?		未実	市町村名	団体数	パターン		例改正実		未美
	12		包括	範囲	個別	施		12		包括	範囲	個別	施		12		包括	範囲	個別	施		12		包括	範囲	個別	_
札幌市	6	5	0	市内	0		島牧村				回答			増毛町						0	豊浦町						0
函館市	1	1	0	市内			寿都町			無[回答		,	小平町						0	壮瞥町	0	12		指定無		
小樽市						0	黒松内町	0	1	0	町内			苫前町			無[回答			白老町	0	5	0	町内	0	
旭川市	0	1	0	市内			蘭越町	0	1	0	町内			羽幌町						0	厚真町	8	3	0	道内		
室蘭市						0	ニセコ町	0	11	0	町内			初山別村			無[回答			洞爺湖町			_	回答		
釧路市						0	真狩村	0	12		指定無			<mark>遠別町</mark>						0	安平町	0	7		指定無	0	
帯広市	0	1	0	市内			留寿都村						0	天塩町						0	むかわ町	8	3	0	道内		
北見市	0	1	0	市内			喜茂別町			無[回答			幌延町				回答			日高町	0	12		指定無		
夕張市						0	京極町						0	猿払村			_	回答			平取町	0	12		指定無		
岩見沢市						0	倶知安町						0	浜頓別町		4	0	全て			新冠町	0	12		指定無		
網走市	0	11	0	市内			共和町						0	中頓別町	0	12		指定無			浦河町	0	12		指定無		
留萌市						0	岩内町	0	1	0	町内			枝幸町						0	様似町	0	12		指定無		
苫小牧市	0	1	0	市内			泊村						0	豊富町	0	12		指定無			えりも町			無回	回答		
稚内市						0	神恵内村				回答			礼文町		4	0	全て			新ひだか田	0	12		指定無		
美唄市	0	1	0	市内			積丹町			無[回答			利尻町	0	12		指定無			音更町	8	3	0	道内		
芦別市						0	古平町	0	11	0	町内			利尻富士町			無[回答			士幌町			無回	回答		
江別市						0	仁木町	0			未確認			美幌町						0	上士幌町	8	3	0	道内		
赤平市						0	余市町	0			未確認			津別町	0	12		指定無			鹿追町						0
紋別市	0	11	0	市内			赤井川村						0	斜里町	0	12		指定無			新得町	8	3	0	道内		
士別市		8	0	全て			南幌町	0	11	0	町内			清里町			無[回答			清水町	8	3	0	道内		
名寄市	0	7		指定有	0		奈井江町						0	小清水町	0	11	0	町内			芽室町	8	3	0	道内		
三笠市						0	上砂川町			無[回答			訓子府町	0	12		指定無			中札内村			無回	回答		
根室市						0	由仁町	0	11	0	町内			置戸町	0	12		指定無			更別村			無回	回答		
千歳市	8	2	0	道内			長沼町			無[回答			佐呂間町	0	10	0	オホーツク			大樹町						0
滝川市	0	12		指定無			栗山町	0	11	0	町内			遠軽町						0	広尾町	0	12		指定無		
砂川市						0	月形町	0	11	0	町内			湧別町	8	9	0	道内			幕別町	8	3	0	道内		
歌志内市						0	浦臼町			無[回答			滝上町			無[回答			池田町	0	12		指定無		
深川市						0	新十津川町	0	1	0	町内			興部町		4	0	全て			豊頃町	0	12		指定無		
富良野市						0	妹背牛町						0	西興部村	0	12		指定無			本別町	8	3	0	道内		
登別市	0	11	0	市内			秩父別町	0	12		指定無			雄武町	0	11	0	町内			足寄町	0	12		指定無		
恵庭市	0	11	0	市内			雨竜町			無[回答			大空町	0	12		指定無			陸別町	0	12		指定無		
伊達市	0	7		指定無	0		北竜町	0	12		指定無										浦幌町	8	9	0	道内		
北広島市	0	11	0	市内			沼田町				回答										釧路町	0	12		指定無		
石狩市	0	11	0	市内			幌加内町			無[回答										厚岸町						0
北斗市	1	6	0	渡島檜山	0		鷹栖町	0	12		町内指定無			*鷹栖町(浜中町			無回	回答		
当別町	0	11	0	町内			東神楽町	0	12		指定無			別表で指足	eするも	のとあ	り、別	表で指:	定なし		標茶町	0	12		指定無		
新篠津村						0	当麻町	0	12		指定無			_							弟子屈町	0	12		指定無		
松前町	0	12		指定無			比布町	0	1	0	町内			_							鶴居村			無回無回	回答		
福島町			無	回答	_		愛別町	0	12		指定無			_							白糠町	0	12		指定無		
知内町				L		0	上川町	0	12		町内指定無			_							別海町	0	12		指定無		
木古内町			_	回答			東川町	0	12		指定無										中標津町	0	12		指定無		
七飯町	0	5	0	町内			美瑛町	0	12		指定無			_							標津町	0	12		指定無		
鹿部町	0	5	0	町内	0		上富良野町	0	11	0	町内										羅臼町	0	12		指定無		
森町	0	12		指定無			中富良野町	0	11	0	町内																
八雲町						0	南富良野町	0	11	0	町内																
長万部町	0	12		指定無			占冠村	0	11	0	町内			_													
江差町						0	和寒町						0								市町村数						
<mark>上ノ国町</mark>							剣淵町	0	1	0	町内			1							NPO数						
厚沢部町						0	下川町	0	12		指定無			(お詫	7ぶ)											
乙部町						0	美深町	0	1	0	町内						t . ∄	マラス アンファイス アンファ	NΡ;	: 人 C	におけ	る「≠	t-2	5住可	ή ι•Γά	従た	る付
奥尻町			無	回答			音威子府村			無[回答										したが、				_		

16

今金町

せたな町

(注)未確認はホームページ等で例規集が公開されていないため、税条例の確認ができなかった。

0 中川町

4 O 全て

(注2)個別は首長が必要と認めるものや別表による指定を指す。

無回答

- (注3)指定無は別表で認定NPOを個別指定がない。
- (注4)未確認は当該自治体の例規集をホームページで確認ができなかったものを言います。

調査票では、認定NP法人Oにおける「主たる住所」・「従たる住所」を調査項目にしておりましたが、妥当性に欠ける設問との判断から削除しました。誠に申し訳ありません。

さらに、この認定NPO法人への控除範囲については、各自治体の例規集から税条例を参照し、当NPO法人の判断で、分類しております。もし、その判断に異議がありましたら、相談の上、訂正等行います。

4. 条例指定NPO法人への寄附控除の税条例改正状況

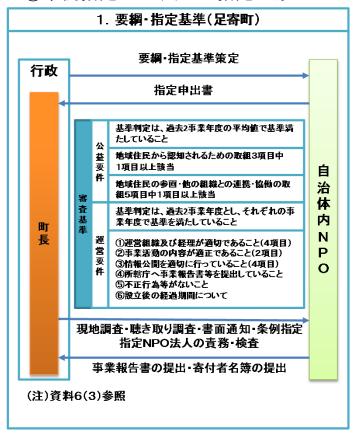
提案

(1)NPO法人を条例指定する手続きを市町村では要綱と指定基準の方式または要綱(指定基準を含む)のみの方式があるが、<u>市町村には要綱のみを見ればすべてが分かる方式とすることを提案</u>したい。

(2)条例指定の指定基準又は要綱にある<u>公益要件は</u>市町村がNPO法人の公益性を判断する方式から<u>市民がNPO法人の公益性を判断するための情報提供とする方式とすることを提案したい</u>。

調査結果

①条例指定NPO法人の指定にあたっての状況を整理すると次の形態になる。





- ア. 条例指定NPO法人を指定している市町村は、足寄町のように要綱・指定基準を定め条例で指定しているか、北見市のように要綱のみを定め、条例でNPO法人を指定している。いずれも、運営要件が中心で、公益要件をNPO法人としての活動を基本的要件に厳選するなど、軽減傾向にある。
- イ. 税条例を改正しても指定をしていない市町村は、(ア)北海道税条例で指定されるNPO法人を指定するため別表なし (イ)NPO法人から申請がなかったため指定できず別表空欄 (ウ)条例本文に北海道税条例で指定されるNPO法人を指定すると規定しているため、別表なし というように、自ら指定せず、北海道税条例で指定するNPO法人との整合性を考慮し、指定することを考えている。
- ウ. 税条例改正未実施は (ア)北海道の税条例改正を見てから、市町村税条例改正を行うので、 未実施 (イ)未検討 (ウ)税控除の考えなし であった。やはり、北海道との整合性を重視する 傾向がある。

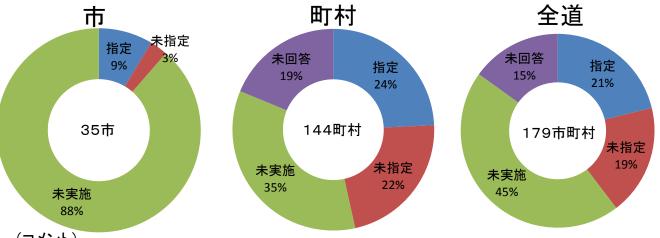
調査内容

(1)条例指定NPO法人への寄附控除実施のための税条例改正実施自治体

項目	<u>条例</u> 指定	改正 未指定	条例改正 未実施	未回答	計	
市	3	1	31	0	35	
町村	35	31	51	27	144	
計	38	32	82	27	179	

条例指定NPO実施市町村の増加数 年度 2011 2012 増加数 市 2 3 1 町村 32 35 3 計 34 38 4

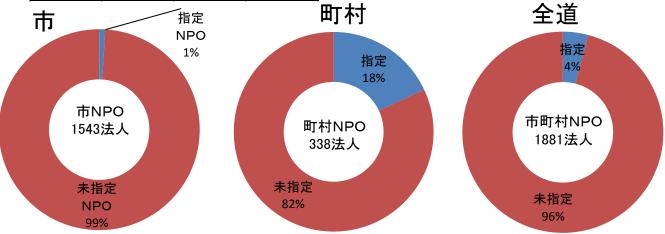
(注)未指定とは条例改正は行われているが、具体的にNPO法人を指定していない。



- (コメント)
- ①条例指定は市(9%)より町村(24%)の比率が高い。
- ②市の未指定3%に対し、町村の未指定が22%と比率が高い。

(2)税条例改正実施自治体の条例指定NPO法人数

	指定	未指定		l .	条例指定N	PO数の増	加致
項目	NPO数	NPO数	NPO数		年度	2011	2012
	NFUX	INFUX			#	٥	15
市	15	1,528	1,543		ılı	ฮ	10
	10	,	·		町村	48	61
町村	61	277	338			70	01
		7			計	57	76
計	76	1,805	1,881			07	70
H I	70	1,000	1,001				



(コメント)

- ①条例指定NPO法人の数は市(15法人)より町村(61法人)の方が指定数が多い。
- ②全道的に見て、76法人(4%)と低い指定状況である。

増加数

6

13

19

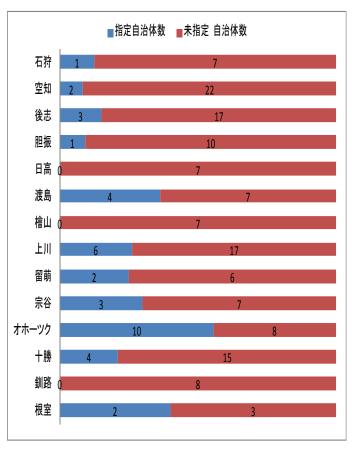
(3)振興局別指定自治体・指定NPO法人数の状況

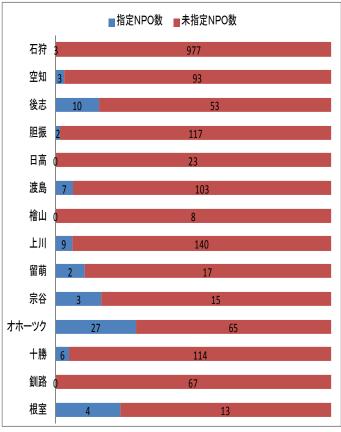
項目			条例改	正		条例改正未実	未回答	自治体数	NPO数
块口	指定自治	体数	指定NP	O数	未指定自治体数	施自治体数	自治体数	計	NPO数
石狩	1	13%	3	0.3%	0	7	0	8	980
空知	2	8%	3	3%	4	14	4	24	96
後志	3	15%	10	16%	0	12	5	20	63
胆振	1	9%	2	2%	5	4	1	11	119
日高	0	0%	0	0%	4	2	1	7	23
渡島	4	36%	7	6%	1	5	1	11	110
檜山	0	0%	0	0%	0	5	2	7	8
上川	6	26%	9	6%	7	8	2	23	149
留萌	2	25%	2	11%	0	4	2	8	19
宗谷	3	30%	3	17%	2	2	3	10	18
オホーツク	10	56%	27	29%	4	3	1	18	92
十勝	4	21%	6	5%	1	11	3	19	120
釧路	0	0%	0	0%	4	2	2	8	67
根室	2	40%	4	24%	0	3	0	5	17
計	38	21%	76	4%	32	82	27	179	1881

(注)未回答自治体30のうち、3未回答自治体は11年回答を使用した。

①振興局別指定自治体数

②振興局別指定NPO数





(コメント)

- ①オホーツク振興局管内の自治体が条例指定に熱心であることがわかる。
- ②日高・檜山・釧路振興局管内の自治体は条例指定には消極的であることがわかる。

(4)条例指定市町村数の分析

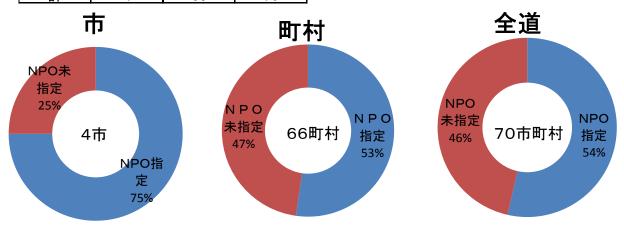
	Ī	ħ	町	村	全 <u>道</u>		
	数	比率	数	比率	数	比率	
条例指定実施	4	11%	66	56%	70	46%	
条例指定未実施	31	89%	51	44%	82	54%	
計	35	100%	117	100%	152	100%	

①条例指定市町村の内訳

	市	町村	全道
NPO指定	3	35	38
NPO未指定	1	31	32
計	4	66	70

(コメント)

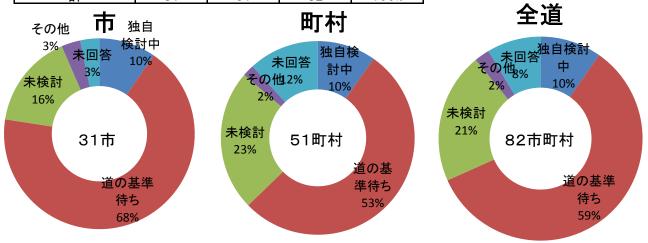
市の75%、町村の56%が条例でNPOを指定している。特に、町村では、44%が具体的にNPO法人を指定していない。



②条例未指定の市町村別の理由

理由	市	町村	全道	比率
独自検討中	3	5	8	10%
道の基準待ち	21	27	48	59%
未検討	5	12	17	21%
その他	1	1	2	2%
未検討 その他 未回答	1	6	7	9%
計	31	51	82	100%

(コメント) 市の68%、町村の53%が道の 基準待ちとなっており、特に、 市では、その傾向が強い。



(5)条例指定NPO法人への寄付控除の税条例改正状況

道内市町	村別	村別指定NPO法人数(2012年12月31日現在							IPO	への著	付控	除の指	定状况	ļ.													
ᆂᄪᆉᄸ	作田口	団体	林数	条例改	正実施	土中佐	±m++2	#EBP	団体	本数	条例改	正実施	± + + +	± m++2	#E RE E	団,	体数	条例改	正実施	土中佐	ᆂ파##	#E RO P	団体	本数	条例改	正実施	土中恢
市町村名	振興局	11	12	指定	未指定	未実施	市町村名	振興局	11	12	指定	未指定	未実施	市町村名	振興局	11	12	指定	未指定	未実施	市町村名	振興局	11	12	指定	未指定	未実施
札幌市	石狩					0	島牧村	後志			無回	<u></u> 答	•	増毛町	留萌					C	豊浦町	胆振					0
函館市	渡島					0	寿都町	後志			無回	<u>答</u>		小平町	留萌					0	壮瞥町	胆振	2	2	0		Ū
小樽市	後志					0	黒松内町	後志					Ω	苫前町	留萌			無回	<u>答</u>		白老町	胆振	0			0	
旭川市	上川					0	蘭越町	後志					0	羽幌町	留萌					0	厚真町	胆振	0			Ŏ	
室蘭市	胆振					0	ニセコ町	後志		5	0			初山別村	留萌		-	無回	<u> </u>		洞爺湖町	胆振			無回名		
釧路市	釧路					0	真狩村	後志		U			0	遠別町	留萌	1	1	0			安平町	胆振	0		/WI	0	
帯広市	十勝					0	留寿都村	後志					0	天塩町	留萌	1	1	0			むかわ町	胆振	0			0	
北見市	オホーツク		5	0			喜茂別町	後志			無回	<u></u> 炫	U	幌延町	宗谷			無回	<u> </u>		日高町	日高	0			0	
夕張市	空知		υ	U		0	京極町	後志			四派	<u> </u>	0	^{院延町} 猿払村	宗谷			無回			平取町		0			0	
岩見沢市							-2-1	後志	1	4	0		U	浜頓別町	宗谷	1	1		P		新冠町	旧高	U				0
						0	<u>供知安町</u>		3	4	0				宗谷	1	1	0				日高	_				0
網走市	オホーツク					0	共和町	後志					0	中頓別町				0		_	浦河町	日高				0	
留萌市	留萌					0	岩内町	後志					0	枝幸町	宗谷	_		_		0	様似町	暗	0		/m 🖂	0	
苫小牧市						0	泊村	後志				kke	0	豊富町	宗谷	1	1	0			えりも町	日高			無回名	<u> </u>	_
稚内市	宗谷						神恵内村	後志			無回			礼文町	宗谷	0			0		新ひだか田					\longmapsto	0
<u>美唄市</u>	空知						積丹町	後志			無回	答		利尻町	宗谷	0			0		<u>音更町</u>	十勝				لــــــا	0
芦別市	空知						古平町	後志	1	1	0		_	利尻富士町	宗谷			無回	音	_	士幌町	十勝			無回	<u> </u>	_
江別市	石狩					0	仁木町	後志					0	美幌町	オホーツク					0	上士幌町	十勝				igsquare	0
赤平市	空知					0	余市町	後志					0	津別町	オホーツク	0			0		鹿追町	十勝				igsquare	0
紋別市	オホーツク	8	9	0			赤井川村	後志					0	斜里町	オホーツク		3	0			新得町	十勝				igsquare	0
士別市	上川					0	南幌町	空知	0			0		清里町	オホーツク	0	無回答		0		清水町	十勝					0
名寄市	上川					0	奈井江町	空知					0	小清水町	オホーツク	1	1	0			芽室町	十勝					0
三笠市	空知	1	1	0			上砂川町	空知			無回	答		訓子府町	オホーツク	1	1	0			中札内村	十勝			無回	各	
根室市	根室					0	由仁町	空知	0			0		置戸町	オホーツク	0			0		更別村	十勝			無回	杏	
千歳市	石狩					0	長沼町	空知	0	無回答		0		佐呂間町	オホーツク	1	1	0			大樹町	十勝	2	2	0		
滝川市	空知					0	栗山町	空知	0			0		遠軽町	オホーツク	4	4	0			広尾町	十勝	1	1	0		
砂川市	空知					0	月形町	空知					0		オホーツク	1	1	0			幕別町	十勝					0
歌志内市						•	浦臼町	空知			無回	<u>.</u> 答		滝上町	オホーツク			無回	<u>答</u>		池田町	十勝	1	1	0		Ū
深川市	空知					0	新十津川町	空知				Ī	0	興部町	オホーツク			<u> </u>		Ω	豊頃町	十勝	0			0	
富良野市						0	妹背牛町	空知					0	西興部村	オホーツク	1	1	0		Ŭ	本別町	十勝	0			Ĭ	0
登別市	胆振					_	秩父別町	空知					0	雄武町	オホーツク	_	<u> </u>		0		足寄町	十勝	Ů	2	0		
恵庭市	石狩					0	雨竜町	空知			無回	<u></u>		大空町	オホーツク	1	1	0			陸別町	十勝					0
伊達市	胆振	0			0		北竜町	空知	2	2	0			八工門	小計	15	18				浦幌町	十勝				\vdash	0
北広島市		U				0	沼田町	空知	L		無回	<u></u> 欠		1	(1,0)	10	10				釧路町	釧路	0			0	
石狩市	石狩					0	幌加内町	上川			無回			1							厚岸町	釧路	U			\vdash	0
								上川	^		四派	0	ı	1								釧路			無回名	坎	
北斗市	渡島	٥	٥	\sim		0	鷹栖町		0	4	^	0		1							浜中町		_		無凹"		
当別町	石狩	3	3	0		_	東神楽町	上川	^		0			-							標茶町	釧路	0			0	
			,	^		0	当麻町	上川	0	•	^	0		/\\$\\\\\\ \	m- 0.4	.		1 + 6 4		_	<u>弟子屈町</u>	釧路	0		/m □ /	0	
松前町	<u> </u>			0	_		比布町(注1)							(注1)比布								釧路			無回往		
	渡島		無回答		0		愛別町	上川		1	0			(注2)湧別	聞]の 1	法人	は速料	間の法	人を指		白糠町	釧路	0			0	
	渡島				L		上川町	上川				0									別海町	根室				\longmapsto	0
木古内町				無回名	首		東川町	上川		2	0											根室			_		0
	渡島						美瑛町	上川		1	0										標津町	根室		3	0		
	渡島					0	上富良野町	上川	0			0		4							羅臼町	根室	1	1	0		
	渡島		2	0			中富良野町	上川					0	_												ш	
	渡島		2	0			南富良野町	上川	2	2	0											小計	9	12			
長万部町			2	0			占冠村	上川					0]												ш	
江差町						0	和寒町	上川					0	<u>)</u>							全道NPO数 1705 1881						
上/国町						0	剣淵町	上川					0	0							指定NPO数 57 76						
厚沢部町	檜山					0	下川町	上川	0			0									比率		3.3%	4.0%			
乙部町	檜山					0	美深町	上川	0			0															
	檜山			無回	答		音威子府村	上川			無回			1													
今金町							中川町	上川	0			0		1													
せたな町				無回名	<u></u>			小計		21			•	-													
, 0-1	小計		ΛE	.mH			ŀ	3 HI																			

小計 19 25

⁽注)2012無回答であったが、2011に回答があった町村は2011の回答とした。

(6)条例指定NPO法人一覧 (回答があった149市町村)平成24年12月30日現在

管理番号	市町村名	数女	認証日	H24年度 指定NPO	法人の名称	代表者	主たる事務所	主な活動分野
354		- 1	H17.1.14	0	人材育成ネットワーク	上野 栄一	北見市中央三輪5丁目423番地5	
241	t	2	H16.1.19	0	みんとけあ	澤田 正章	北見市西三輪7 丁目6 番地	
331	Jr. 60		H16.10.13			平質 貴幸		
	北見市	3		0	とむての森		北見市公園町166番地25	
646	ļ	4	H19.5.2	0	常呂カーリング倶楽部	江田 哲	北見市常呂町字豊川103番地1	
384		5	H17.6.9	0	こばと	江頭 義人	北見市幸町2 丁目4 番地2	
300		-1	H14.6.4		ネット・プロジェクト・オホーツク・ クラスター	奥山 壽雄	紋別市南が丘町1丁目5番5号	3:まちづくり
557	Ī	2	H16.2.13		サポートセンターもべっと	矢野 雅次郎	紋別市緑町2丁目3番34号	1: 神區 社上
928	†	3	H17.9.12		紋別市体育協会	森 安春	紋別市南が丘町7丁目75番地の3	4:スポーツ
	ł	4	H18.9.15		ねこやなぎ	石井 賢三	紋別市花園町1丁目3番3号	1:神區和上
1191	ļ							
1212	紋別市	5	H18.10.24		紋別市仲良し共同作業所	谷分 朋子	紋別市緑町5丁目5番5号	1:神區神上
1430	[6	H19.10.17		紋別市いきいき陶芸会	石丸 保夫	紋別市緑町5丁目5番5号	1: 神區 半止
1561		7	H20.10.24		紋別文化連盟	佐藤 章	紋別市幸町3丁目2番26号「茶豆館」内	4:文化振興
1782	Ī	8	H22.6.16		オホーツク環境ネット	小野 哲	紋別市南が丘町2丁目15番6号 株式会社北海民 友新聞社内	5:環境保全
973	İ	9	H23.12.5	0	ロサ・ルゴサ	岸山 登茂子	放別市落石町2丁目7番地の120	
494	三笠市	1	H18.5.17		三笠森水遊学舎	高篠和憲	三笠市奔別新町306番地2	
494 当別町1	二张市							
(271)	ļ	1	H14.2.28		当別エコロジカルコミュニティー	山本 幹彦	当別町川下754	5:環境保全
当別町4 (803)	当別町	2	H17.3.10		当別町青少年活動センターゆう ゆう24	横井 壽之	当別町六軒町69番地11	1: 神區神上
当別町6 (890)		3	H17.8.11		まちの森	白井 応隆	当別町弥生51-53 第一オオツママンション8号	1: 神區 半止
松前町1	松前町	-1	H18.2.6		松前まちづくりフォーラム	疋田 清美	松前町字博多194番地の1	3:まちづくり
864		1	H17.7.13		ラメールもり	松山 高治	森町字上台町326番地の8	1: 福祉
	森田丁	2	H18.12.11		森の仲間たち	五十嵐 憲二	森町字駒ヶ岳661番地の48	3:まちづくり
1257		Ĺ						
526	八雲町	1	H16.1.16		八雲ハンドメイドの会	戸田 美惠子	八雲町立岩431番地	1:保健
1852		2	H23.1.24		やくも元気村	赤井 義範	八雲町栄町56番地12	1: 神區神上
215		1	H13.8.24	l	長万部町緑と樹を愛する会	石戸谷 成一	長万部町字平里99番地の14	5:環境保全
373	長万部町	2	H15.1.16	l	おしゃまんべ夢倶楽部	村松 和弘	長万部町字長万部450番地の1	3:まちづくり
156		1	H11.4.9	0	ニセコ生活の家	川口 滋子	ニセコ町字有島47番地4	
157		2		0	しりべつリバーネット	#女野 &車二		
			H12.11.10			D.D. 1.0—	二七コ町字里見101番地4	
158	二七コ町	3	H13.8.24	0	ニセコがんば会	伊藤 のり子	ニセコ町字ニセコ387番地6	
159		4	H17.10.20	0	ニセコまちづくりフォーラム	硲 學	ニセコ町字 富士見95番地	
160		5	H19.10.19	0	あそぶっくの会	新谷 典子	ニセコ町字本通105番地	
俱知安 町1		-1	H16.6.1		しりべし地域サポートセンター	安藤 敏浩	俱知安町南1条西3丁目	1:神區神上
倶知安	†	2	H18.1.13		倶知安町手をつなぐ親の会	初山 聡子	俱知安町北5条西3丁目5番地	1: 神區神止
町5 倶知安	俱知安町	3	H20 2 25		ともに	小林 敦子	俱知安町北3条西2丁目3番地	1:福祉
町6 倶知安	+							1 : 100 t.LC
町7		4	H24.4.26	0	しらかばウエルフェアサポート	下里 亜由美	俱知安町北3条東5丁目1番地2	
106	古平町	-1	H12.7.24		ごめっこくらぶ	長谷川 和枝	古平町大字港町字チョペタン65番5	1: 神區神止
1187		-1	H18.9.15		NPOひまわり	藤井 雅仁	北竜町字和6番地の6	3:まちづくり
1412	北竜町	2	H19.9.12		リスペクト	藤井 雅仁	北竜町字西川15番地の37	1: 神區 社上
1334	東神楽町	2	H19.4.26		まこと	瀧野 京子	東神楽町北2条西3丁目254番地73	1: 神區神止
1017	241124	-	H18.2.24		のどか	小林 克聡	比布町寿町1丁目1番1号	1: 神區 社上
旭川市	比布町				. —			
73		75	H22.7.13	旭川市指定	フレンズ	亀海 聡	旭川市末広東2条5丁目3番19号	1:神區神上
1877	愛別町	-1	H23.3.28		あいねっと	廣瀬 哲	受別町字本町170番地	1: 神區神止
東川2	ate iii me	2	H22.9.28		ノーマライゼーションサポートセ ンターこころりんく東川	片山 寛美	東川町東町1丁目7番10号	1: 神區中止
東川3	東川町	2	H24.3.28	0	ンターこころりんく東川 東川バイオマス・自然エネル ギー研究所	佐藤 拓	東川町東5号南4番地	
美瑛町2	美瑛町	3	H16.4.21		びえいくらしの助けあい	井内 昭子	美瑛町南町1丁目5番5号	1: 神區中止
(614) 497		-1	H15.11.10		どんころ野外学校	日果 義重	南富良野町字落合1074番地	2:社会教育
	南宮良野町		H19.8.15					
1401		2			南富良野まちづくり観光協会	曾慶 一介	南富良野町字幾寅1003番地44	3:まちづくり
792	遠別町	1	H17.2.22		北限の里遠別	小林 一之	遠別町字本町4丁目25番地	14:経済活性化
1475	天塩町	- 1	H20.2.26		天塩川を清流にする会	本田 善彦		
1268	浜頓別町						天塩町海岸通3丁目35番地	5:環境保全
1225		2	H19.1.17		クッチャロ湖エコワーカーズ	毛利 秀敬	天塩町海岸通3丁目35番地 浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地	5:環境保全 5:環境保全
	中頓別町	2	H19.1.17 H18.11.8		クッチャロ湖エコワーカーズ 中頓別森林療法研究会	毛利 秀敬住友 和弘		
200		1	H18.11.8		中頓別森林療法研究会	住友 和弘	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14	5:環境保全
280	中頓別町豊富町	1	H18.11.8 H16.4.21		中頓別森林療法研究会サロベツ・エコ・ネットワーク	住友 和弘	成頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都整審町字整審駅前通	5:環境保全
253	豊富町	1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都塑富町字塑富駅前通 料里町朝日町9番地13	5:環境保全
253 163		1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12	0	中順別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別176番地14 天塩郡豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地	5:環境保全
253	豊富町	1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12		中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子	浜頓別町縁ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩郡豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地 料里町文光町26番地9	5:環境保全
253 163	豊富町	1 1 1 2	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12	0	中順別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別176番地14 天塩郡豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地	5:環境保全
253 163 621	豊富町	1 1 1 2 3	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2	0	中順別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行 金 田 幸 一	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地 料里町文光町26番地9 小清水町字小清水180番地の1 有限会社北奥レンタ	5:環境保全 1:保健
253 163 621 1014 1135	要富町 料里町 小清水町	1 1 1 2 3 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行 金田 幸一 八木 宗利 後藤 武男	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 科里町朝日町9番地13 科里町字豊倉41番地 科里町字光町20番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北限レンタ リース内 訓子府町東町398番地	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211	製富町 料里町 小清水町 訓子府町	1 1 1 2 3 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさるま	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行 金田 幸一 八木 宗利 後藤 武男 籔 香寿枝	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町宇豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地 料里町字处町26番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北與レンタ リース内 副子府町東町398番地 佐島間町字若佐41番地の3	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠軽町2 (710)	製富町 料里町 小清水町 訓子府町	1 1 1 2 3 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 解子 平田 一行 金田 幸 一 八木 宗利 後藤 武男 籔 番寿枝 佐藤 直也	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地 料里町文光町26番地9 ハ清水町デハ清水180番地の1 有限会社北奥レンタ リース別 ・	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠軽町2 (710) 遠軽町4	製富町 料里町 小清水町 訓子府町	1 1 2 3 1 1 1 1 1 2 2 3 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひとり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行 金田 幸一 八、藤 武男 籔 香寿枝 佐藤 直也 長屋 敏男	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町平豊倉41番地 料里町文光町18番地9 ハ清水町字小清水180番地の1 有限会社北奥レンタリース内 副子府町東町398番地 佐邑間町字若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠壁町2 (710) 遠壁町7 (775) 遠壁町7 (1762)	製富町 科里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町	1 1 1 2 3 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 解子 平田 一行 金田 幸 一 八木 宗利 後藤 武男 籔 番寿枝 佐藤 直也	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地 料里町文光町26番地9 ハ清水町デハ清水180番地の1 有限会社北奥レンタ リース別 ・	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠釋即14 (775) 遠釋即14 (1762) 遠釋即18 (1804)	製富町 科里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町	1 1 2 3 1 1 1 1 1 2 2 3 1 1 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行 金田 幸一 八、藤 武男 籔 香寿枝 佐藤 直也 長屋 敏男	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町平豊倉41番地 料里町文光町18番地9 ハ清水町字小清水180番地の1 有限会社北奥レンタリース内 副子府町東町398番地 佐邑間町字若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠喉壁町2 (770) 遠喉壁町7 (1762) 遠喉壁町8 (1804)	製富町 科里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町	1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひとり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 揺祉サボートきらきら本舗 あれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サポート	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 輝子 平田 一行 金田 幸一 八本 宗利 後藤 武男 飯 香寿枝 佐藤 直也 長屋 敏男	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町平豊倉4番地 料里町文光町26番地9 小清水町字小清水180番地の1 有限会社北段レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐島間町字若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町西町2丁目1番地218	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遼縣四72 (710) 遼縣経町4 (775) 遼縣経町70 (1762)	農富町 料里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町	1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 4 4	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさるま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サポート	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 解子 平田 一守 平田 一守 八木 宗利 後藤 武男 薮 香寿枝 佐藤 直也 長屋 敏男 林 照雄 中村 祥嗣	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町等地13 料里町字豊倉11番地 料里町突光町20番地9 ハ清水町字小清水180番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐温間町字芸佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町大連北4丁目2番地95 遠軽町生田原262番地 遠軽町大直27番地	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 (710) 遠峡を町7 (775) 遠峡を町7 (3球を町7 (3球を町7) 遠峡を町8 (1804) 遠峡を町7 (775) 726	學當町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 西興部村猟区管理協会	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 解子 平田 一行 金田 幸一 八木 宗利 後藤 武男 数 香寿枝 佐藤 直也 長歴 敏男 中村 祥嗣 長屋 敏男 大澤 安廣	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊倉41番地 料里町字数2641番地 利里町字数2641番地 が清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタ リース内 助子府町東町398番地 佐島間町字若佐41番地の3 遠経町西町2丁2丁目1番地218 遠軽町大通北4丁目2番地95 遠軽町大通北4丁目2番地95 遠軽町大通北4丁目2番地95 遠軽町大通北4丁目2番地95	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 5:環境保全
253 163 621 1014 1135 211 遠極野丁2 (710) 遠極野丁4 (775) 遠軽野丁4 (775) 第18904 第1804 (775) 726	豊富町 斜里町 小清水町 訓子府町 佐呂間町 - 遠軽町 - 湧別町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H17.5.13	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきん本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 適味地有償運送 生田原交通 サポート さたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 解子 平田 一行 金田 幸一 九木 宗列 後藤 寄枝 佐 展屋 敏男 林 照雄 中村 羊 敏男 大澤 安康	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町字豊倉41番地 料里町字斐倉41番地 利里町字光町26番地9 ハ清水町字小清水189番地の1 有限会社北興レンタ リース内 調子府町東町398番地 佐島間町字若佐41番地の3 遠経町西町2丁目1番地218 遠経町西町2丁目1番地218 遠経町大通北4丁目2番地95 遠軽町五面原262番地 遠経町古南第137番地 遠経町大通北4丁目2番地95 西興部村字西興部485番地 大空町女満別本通3丁目2番7号	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 5:まちづくり 5:環境保全 3:まちづくり
253 163 621 1014 1135 211 運転回口(775) 運転回口(775) 運転回口(775) (1804) (775) 726 829 727	學當町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サポート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サポートセンターたつかーむ	住友 和弘 齋藤 慶四郎 失久保 解子 平田 一行 金田 幸一 八後藤 古地 數 香寿枝 佐藤 直也 長屋 敏男 林 照雄 中村 祥嗣 長屋 敏男 中村 華	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町交光町26番地9 科里町交光町26番地9 ハ清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐島間町字苦佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町方通北4丁目2番地95 遠軽町古瀬137番地 遠軽町大通北4丁目2番地95 西興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 社警町字立番92番地9	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 5:まちづくり 5:環境保全 3:まちづくり 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠極野丁2 (710) 遠極野丁4 (775) 遠軽野丁4 (775) 第18904 第1804 (775) 726	整富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H17.5.13	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきん本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 適味地有償運送 生田原交通 サポート さたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 解子 平田 一行 金田 幸一 九木 宗列 後藤 寄枝 佐 展屋 敏男 林 照雄 中村 羊 敏男 大澤 安康	浜頓別町線ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町字豊倉41番地 料里町字斐倉41番地 利里町字光町26番地9 ハ清水町字小清水189番地の1 有限会社北興レンタ リース内 調子府町東町398番地 佐島間町字若佐41番地の3 遠経町西町2丁目1番地218 遠経町西町2丁目1番地218 遠経町大通北4丁目2番地95 遠軽町五面原262番地 遠経町古南第137番地 遠経町大通北4丁目2番地95 西興部村字西興部485番地 大空町女満別本通3丁目2番7号	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 5:まちづくり 5:環境保全 3:まちづくり
253 163 621 1014 1135 211 運転回口(775) 運転回口(775) 運転回口(775) (1804) (775) 726 829 727	豐富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.2.23 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サポート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サポートセンターたつかーむ	住友 和弘 齋藤 慶四郎 失久保 解子 平田 一行 金田 幸一 八後藤 古地 數 香寿枝 佐藤 直也 長屋 敏男 林 照雄 中村 祥嗣 長屋 敏男 中村 華	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町交光町26番地9 科里町交光町26番地9 ハ清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐島間町字苦佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町方通北4丁目2番地95 遠軽町古瀬137番地 遠軽町大通北4丁目2番地95 西興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 社警町字立番92番地9	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠珠経町2 (775)遠珠経町4 (775)遠珠壁町3 (775) 遠珠壁町3 (775) 2 8 829 727	整富町	1 1 2 3 1 1 1 2 3 4 1 1 1 5 5	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.4.21 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15 H22.5.13	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サボートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サボート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サボートセンターたつかーむ さらら杜警	住友 和弘 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	及観別町緑ヶ丘3丁目6番地 中観別町字中観別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊富1番地 料里町字光町20番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐邑間町守若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町方通北4丁目2番地95 遠軽町片直第137番地 遠軽町方通北4丁目2番地95 西興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 社管町字立番92番地9	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 適乗を明7 (710) 適乗を明7 (1762) 適乗を明7 (1804) 726 829 727 1765 424 1308	豐富町	1 1 2 3 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 5 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H22.5.13 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H17.5.13 H17.5.13	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サポートセンターたつかーむ さららせ管 大樹職親会	住友 和弘	浜頓別町縁ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 科里町朝日町9番地13 科里町交差町26番地9 科里町交光町26番地9 ハ清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐邑間町字若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町大通北4丁目2番地95 遠軽町上田原262番地 遠軽町大通北4丁目2番地95 遠軽町大通北4丁目2番地95 は軽町大通北4丁目2番地95 は軽町大通北4丁目2番地95 は軽町大通北4丁目2番地95 は軽町大通北4丁目2番地95 は軽町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95 は野町大通北4丁目2番地95	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠東経町2 (710) 遠東経町3 (1804) 1308 1726 829 727 1765 424 1308 605	豐富町	1 1 1 2 3 3 1 1 1 1 2 2 3 3 4 4 1 1 1 1 5 5 1 1 2 2 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15 H19.1.4	0	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 透興部村派区管理協会 めまんべつ観光協会 サポートセンターたつかーむ さららせ曹 大樹雕観会 大樹파気対	住友 和弘 齋藤 慶 鄉子 天久保 解子 空 一 中一 金 一 中一 金 一 中一 金 一 中一 卷 一 中一 卷 下 一 中一 卷 下 一 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊富北番地 料里町文光町26番地 料里町文光町26番地 利里町文光町26番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐盛町町声野2丁目1番地218 遠軽町西面町2丁目1番地218 遠軽町古囲泥262番地 遠軽町白滝137番地 遠軽町白滝137番地 大空町女満別本通3丁目2番や95 西興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 社管町字遠を明439番地 大樹町新通1丁目10番1 大樹町新加176 ー1インカルシベ内 広尾町野塚989番地	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠縣學町2 (775) 遠線學町4 (775) 遠線學町7 (775) 3 1804) 726 829 727 1765 424 1308 605 397	豐富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15 H22.5.13 H19.3.6 H19.1.4	/ 通報	中観別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サボートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過速球地有償運送 生田原交通 サボート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サボートセンターたつかーむ さらら社管 大樹龍親会 大樹龍親会 大樹元気村 の一まひろお クローバー共同作業所	住友 和弘 // property (1) propert	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町東豊倉1番地 斜里町文光町26番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 副子府町東町398番地 佐島間町守蓄佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町百両町2丁目1番地218 遠軽町百両2丁目1番地218 遠軽町百両2丁目3番地5 遠軽町百両2丁目1番地218 遠軽町百瀬2丁目2番地95 遠軽町白流137番地 遠軽町百瀬37番地 大壁町方通北4丁目2番地95 担興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 杜管町字流を1丁目3番地 大管町字流を1丁目18番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町新通1706-1インカルシペ内 広尾町野塚889番地	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠縣阿丁2 (775) 遠縣阿丁4 (775) (775) 726 829 727 1765 424 1308 605 397	豐富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 1 5 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.4.21 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15 H22.5.13 H19.3.6 H19.3.6 H19.3.6 H19.3.6	○ ○ ○ ○ ○	中観別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サボートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サボート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サボートセンターたつかーむ さららせ曹 大樹職親会 大樹職親会 大樹職親会 フローバー共同作業所 ママサボートえぶろん	住友 和弘 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	及観別町緑ヶ丘3丁目6番地 中観別町字中観別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町朝日町9番地13 斜里町字豊富1番地 斜里町字豊富1番地 科里町字光町27番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐邑間町字若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町方通北4丁目2番地95 遠軽町白滝137番地 遠軽町方通北4丁目2番地95 西興部村字西興部486番地 大空町安満別本通3丁目2番7号 社管町字立番92番地 社管町字立番92番地 大樹町新茄1丁目19番1 大樹町新茄1丁目19番1 大樹町新茄1丁目19番1 大樹町新加50年1インカルシベ内 広尾町野塚989番地 地田町西3条6丁目14番地の1	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 適軽町72 (710) 適軽町77 (1762) 126 126 126 127 1765 424 1308 605 397 17	豐富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 2 3 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15 H22.5.13 H19.3.6 H19.1.4	/ 通報	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サポートセンターたつかーむ さららは管 大樹龍親会 大樹元気村 の一まひろお クローバー共同作業所 ママサポート表ぶろん 障がい見・者地域サポート	住友 和弘 // property (1) propert	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町東豊倉1番地 斜里町文光町26番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 副子府町東町398番地 佐島間町守蓄佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町百両町2丁目1番地218 遠軽町百両2丁目1番地218 遠軽町百両2丁目3番地5 遠軽町百両2丁目1番地218 遠軽町百瀬2丁目2番地95 遠軽町白流137番地 遠軽町百瀬37番地 大壁町方通北4丁目2番地95 担興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 杜管町字流を1丁目3番地 大管町字流を1丁目18番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町新通1706-1インカルシペ内 広尾町野塚889番地	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠縣阿丁2 (775) 遠縣阿丁4 (775) (775) 726 829 727 1765 424 1308 605 397	豐富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 1 5 1 1 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.4.21 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H16.10.15 H22.5.13 H19.3.6 H19.3.6 H19.3.6 H19.3.6	○ ○ ○ ○ ○	中頓別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みさきの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サポートセンターたつかーむ さららは管 大樹龍親会 大樹元気村 の一まひろお クローバー共同作業所 ママサポート表ぶろん 障がい見・者地域サポート	住友 和弘 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	及観別町緑ヶ丘3丁目6番地 中観別町字中観別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町朝日町9番地13 斜里町字豊富1番地 斜里町字豊富1番地 科里町字光町27番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐邑間町字若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町方通北4丁目2番地95 遠軽町白滝137番地 遠軽町方通北4丁目2番地95 西興部村字西興部486番地 大空町安満別本通3丁目2番7号 社管町字立番92番地 社管町字立番92番地 大樹町新茄1丁目19番1 大樹町新茄1丁目19番1 大樹町新茄1丁目19番1 大樹町新加50年1インカルシベ内 広尾町野塚989番地 地田町西3条6丁目14番地の1	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1015 211 運転回口(775) 運転回口(775) (1804) 726 829 727 1765 424 1308 605 397 17	豐富町	1 1 1 2 3 3 4 1 1 1 1 5 5 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1 2 2 1 1 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.4.21 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H17.5.13 H17.5.13 H17.5.13 H18.6.15 H18.6.16 H18.6.16 H18.6.16 H18.6.17 H18.6.18 H18.6.18	○ ○ ○ ○ ○	中観別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サボートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サボート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サボートセンターたつかーむ さららせ曹 大樹職親会 大樹職親会 大樹職親会 フローバー共同作業所 ママサボートえぶろん	住友 和弘 齋藤 慶四郎 矢久保 解子 平田 一行 金八木 宗利 後 審手 を出 等一 大大東	及観別町緑ヶ丘3丁目6番地 中観別町字中観別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町芽亜倉11番地 斜里町字芝倉11番地 斜里町字芝倉11番地 料里町字光町20番地9 小清水町字小清水189番地の1 有限会社北限レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐邑間町字若佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町大通北4丁目2番地05 遠軽町大通北4丁目2番地05 遭軽町大通北4丁目2番地05 西興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番や5 西興部村字西興部486番地 大空町女満別本通3丁目2番地9 杜管町字立香92番地9 杜管町字流を町439番地 大樹町新通1丁目10番1 大樹町前和106-1インカルシベ内 広尾町野塚989番地 田町西寛全6丁目14番地の1 足等町旭町4丁目	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠華壁町2 (710) 遠野町4 (1804) 1308 605 397 1765 424 1308 605 397 17 514 標澤町12	豐富町	1 1 1 2 3 3 4 1 1 1 1 5 1 1 2 2 1 1 1 1 2 2 1 1	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.5.13 H22.5.13 H22.5.13 H15.5.13 H16.10.15 H17.1.26 H16.10.15 H17.1.26 H16.10.11 H17.7.27 H16.10.11 H18.6.28 H19.1.4 H17.7.27 H11.10.14 H18.6.28 H12.7.26	○ ○ ○ ○ ○	中戦別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知床みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サポートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 温疎地有償運送 生田原交通 サポート さららたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ親光協会 サボートセンターたつかーむ さらら社曹 大樹職親会 大樹元気村 のーまひろお クローバー共同作業所 ママサボートえぶろん 障がい児・者地域サポート 南知底・ヒダマ情報センター(日 複東情報を建立とター)	住友 和弘 齋藤 慶 鄉子 平里 一行 金 四 奉 一行 金 四 奉 一行 金 四 秦 一 校	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊富和番地 料里町文光町26番地9 小清水町字ツ湾水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐盛町町西町2丁目1番地218 遠軽町古瀬171番地95 遠軽町白流137番地 遠軽町白流137番地 大空町白流137番地 大空町女満別本通3丁目2番18	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠縣廷町2 (710) 遠域 7775) (36862) (1804) 726 829 727 1765 424 1308 605 397 17 514 標深凍町1 (107)	豐富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 5 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 3 3	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.4.21 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H16.10.15 H22.5.13 H17.5.13 H16.10.15 H22.5.14 H17.7.27 H11.10.14 H18.6.28 H18.6.28 H12.7.26 H23.8.22 H24.10.12	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中観別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり恋共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サボートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サボート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サボートセンターたつかーむ さらら杜曹 大樹職親会 大樹職親会 大樹職親会 スイー戦力を発生ングー(日本)にアマ情報セングー(日極東が生き)といる。	住友 和弘 瘤藤 慶 解子 平田 一宁 八木 宗利 後数 香 直 也 男 林 照 雄 中村 祥敏 安 登 城 播 社 之 本 北 照 古 年 日 明 北 春 正 郎 男 林 照 雄 中村 祥敏 安 登 雄 春 名 城 播 名 之 本 北 田 即 即 昭 昭 元 本 本 年 市 本 本 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	及観別町緑ヶ丘3丁目6番地 中観別町字中観別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町東2倉1番地 料里町文光町26番地9 ハ清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 副子府町東町398番地 佐島間町守苦佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町百両町2丁目1番地218 遠軽町白流137番地 遠軽町百瀬27目2番地95 遠軽町白流137番地 遠軽町百瀬21日2番地95 世野中海流214丁目2番地95 世野町字流2町488番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 社警町字流2111819番地 大地町町デ流2町119番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町町3条6丁目14番地の1 足寄町旭町1丁目38番地 提出町西3条6丁目14番地の1 足寄町旭町4丁目38番地 標津町市6条面2丁目3番地	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠東経町2 (710) 遠東経町3 (1804) (1804) 726 829 727 1765 424 1308 605 397 17 514 標澤即3	豐富町	1 1 1 2 3 3 4 1 1 1 1 5 5 1 1 2 2 1 1 1 2 2 1 1 2 2	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.2.12 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.5.13 H22.5.13 H22.5.13 H15.5.13 H16.10.15 H17.1.26 H16.10.15 H17.1.26 H16.10.11 H17.7.27 H16.10.11 H18.6.28 H19.1.4 H17.7.27 H11.10.14 H18.6.28 H12.7.26	返転町桁定	中観別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり窓共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サボートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過味地有償運送 生田原交通 サボート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サボートセンターたつかーむ さらら杜曹 大樹職親会 大樹職親会 大樹職親会 大けの一まむろお クローバー共同作業所 ママサボート 河回床でする場合では、現までは、現までは、現までは、現までは、現までは、またです情報をレンター(1日極東情報技術権権センター) モラリエ原	住友 和弘 齋藤 慶 鄉子 平里 一行 金 四 奉 一行 金 四 奉 一行 金 四 秦 一 校	浜頓別町緑ヶ丘3丁目6番地 中頓別町字中頓別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 料里町朝日町9番地13 料里町字豊富和番地 料里町文光町26番地9 小清水町字ツ湾水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 訓子府町東町398番地 佐盛町町西町2丁目1番地218 遠軽町古瀬171番地95 遠軽町白流137番地 遠軽町白流137番地 大空町白流137番地 大空町女満別本通3丁目2番18	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉
253 163 621 1014 1135 211 遠線世町4 (775) 遠線世町4 (775) 726 829 727 1765 424 1308 605 397 17 514 標澤町1 (月107)	豐富町	1 1 1 2 3 1 1 1 1 1 5 1 1 1 2 2 1 1 1 2 2 3 3	H18.11.8 H16.4.21 H16.4.21 H16.4.21 H14.10.4 H19.3.2 H18.8.3 H13.8.14 H16.9.15 H17.1.26 H22.5.13 H22.9.1 H17.1.26 H16.10.13 H16.10.15 H22.5.13 H17.5.13 H16.10.15 H22.5.14 H17.7.27 H11.10.14 H18.6.28 H18.6.28 H12.7.26 H23.8.22 H24.10.12	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	中観別森林療法研究会 サロベツ・エコ・ネットワーク 知味みききの風 サニーサイドオホーツク ひどり恋共同作業所 グラウンドワークこしみず 福祉サボートきらきら本舗 ふれあいインさろま ありがとう さわやか 過疎地有償運送 生田原交通 サボート きたらしらたき さわやか 西興部村猟区管理協会 めまんべつ観光協会 サボートセンターたつかーむ さらら杜曹 大樹職親会 大樹職親会 大樹職親会 スイー戦力を発生ングー(日本)にアマ情報セングー(日極東が生き)といる。	住友 和弘 瘤藤 慶 解子 平田 一宁 八木 宗利 後数 香 直 也 男 林 照 雄 中村 祥敏 安 登 城 播 社 之 本 北 照 古 年 日 明 北 春 正 郎 男 林 照 雄 中村 祥敏 安 登 雄 春 名 城 播 名 之 本 北 田 即 即 昭 昭 元 本 本 年 市 本 本 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東 東	及観別町緑ヶ丘3丁目6番地 中観別町字中観別175番地14 天塩都豊富町字豊富駅前通 斜里町朝日町9番地13 斜里町東2倉1番地 料里町文光町26番地9 ハ清水町字小清水189番地の1 有限会社北奥レンタリース内 副子府町東町398番地 佐島間町守苦佐41番地の3 遠軽町西町2丁目1番地218 遠軽町百両町2丁目1番地218 遠軽町白流137番地 遠軽町百瀬27目2番地95 遠軽町白流137番地 遠軽町百瀬21日2番地95 世野中海流214丁目2番地95 世野町字流2町488番地 大空町女満別本通3丁目2番7号 社警町字流2111819番地 大地町町デ流2町119番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町新通1丁目19番1 大樹町町3条6丁目14番地の1 足寄町旭町1丁目38番地 提出町西3条6丁目14番地の1 足寄町旭町4丁目38番地 標津町市6条面2丁目3番地	5:環境保全 1:保健 3:まちづくり 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉 1:福祉

(注)表の指定NPO欄以外の内容は北海道のホームページ・北海道のNPO・協働の認証団体一覧(2012年10月31日現在)による。

(7) 自治体からのコメント

①条例指定済み市町村の意見

	NPC	指定		
NO	有	無	市町村名	条例制定の作業状況等(課題等)について
19	0		紋別市	・控除対象特定非営利活動法人の対象の範囲 (1) 特定非営利活動促進法第2条第2項に基づき設立されたもの (2) 特定非営利活動促進法第2条第1項に定める活動を行うもの (3) 市内に主たる事務所を有するもの (4) 事業報告書、収支報告書等により活動状況を確認できるもの
32		0	伊達市	昨年と同様になりますが、3について税条例を改正しているが、寄付金控除指定法人として指定しているNPO法人はありません。
76		0	由仁町	条例に「法人名」及び「主たる事務所の所在地」の項目を入れた表のみを追加した。申出があった時点で法人名等を載せる。
89	0		東神楽町	申請のあった1法人のみを指定した
92	0		愛別町	現在、当町における該当法人は1法人となっており、既に条例で指定しているが、 今後において、指定対象となる法人が現れた場合の条例改正時期等に課題がある。
111	0		遠別町	基準ない
120		0	利尻町	条例指定について北海道及び他の市町村の状況を踏まえて検討することとしている。なお、当町の「ふるさと応援寄付金条例」においては、町内のNPO法人対する寄付金項目を設けて、個人住民税の寄付金控除の対象としている。
123		0	津別町	NPO法人を対象とする旨、条例改正済みだが、個別NPO法人の指定は、別途取扱要綱等定め、申出のあったNPO法人について、条例に追加する予定
124	0		斜里町	申請があたった3法人のみ指定。特に、条件なし。
135		0	雄武町	条例の個別指定については、北海道の指定状況を参考に事務を執り進める予定
139		0	白老町	北海道の基準が示されるのを待っている
161	0		広尾町	特に基準を設けていない。
166	0		足寄町	要綱を定め、申請があった2法人のみ指定
169		0	釧路町	個別NPOを指定する基準を定めていないので、北海道の基準が示されるのを待って、検討したい
172		0	標茶町	北海道の基準が示されるのを待って、検討する
175		0	白糠町	認定NPO法人以外のNPO法人については、町の規則において規定するが、指定にあたりそれぞれのNPO法人の設立の目的、活動内容等について承知する判断材料が町にないため、その指定基準等に苦慮しているところ。今後北海道が指定するNPO法人を参考にする予定
178	0		標津町	地方のNPO 法人は、立ち上げた人の顔や活動内容が見えるので、不正な行為を行うような NPO法人ではないことが確認できるので、指定しやすいと言えるだろう。

⁽注1)条例指定済み市町村のうちNPO法人を指定している市町村は、「独自基準を設けている」、「特に基準を設けていない」に二分されるが、公益を公が判断する基準より、公益は市民が判断すると考えれば基準がない方がよい。

⁽注2)条例指定済み市町村のうちNPO法人を指定していない市町村は、「北海道が指定するNPO法人を参考にする」、「北海道の基準が示されるのを待っている」など、自ら判断せず、北海道の判断にお任せ状態である。

②条例指定未実施の市町村の意見

NO	改正l 独自	していな 道基準	い理由 未検討	市町村名	条例制定の作業状況等(課題等)について
1	0	~		札幌市	平成24年7月に検討委員会を設置し、これまでに3回議論を行った。今年度末までに報告書を市に提出してもらう予定である。
2	0			函館市	現在,他都市の状況等の情報収集等を実施しており、年度内には検討委員の選任など立ち上げ準備を行い、新年度には検討委員会を開催するなど、税条例改正に向けた活動を進めていくものです。
3		0		小樽市	北海道や道内他都市の動向を注視しながら、条例制定に向けて検討中です
4		0		旭川市	道と市が異なった指定基準を設けると、寄付者にとっても、控除対象となる法人にとっても理解しにくい制度となることから、基準の整合性をとりながら検討する必要がある
6		0		釧路市	条例指定については、基準の設定方法やその妥当性をどのように担保するかが課題となっています
9			0	夕張市	該当NPO法人が市内に無く、また、夕張市の状況から市独自の控除・減免条例を制定する予定無 し。
13		0		苫小牧市	北海道や道内他市町村の動向を見ながら、制定に当たっての課題等の調査・研究を行っている
17		0		江別市	道民税や近隣市町村との適用均衡を課題として検討調整中
21	0			名寄市	他の自治体の条例改正、実施状況、指定基準等を確認中。 基準なしの自治体、基準が厳しい自治体などがあり、指定基準の設定が難点となっている。
23		0		根室市	当市に主たる住所のあるNPO法人が存在しないため、法人名は掲載していない。後、新たに設立され、条例の趣旨に合った事業内容であれば、道の取扱い等を参考に指定する予定
24		0		千歳市	北海道や他市町村との間で条例指定NPO法人の取扱基準の不整合が起こるのを防ぐため、周辺 市町村との協議も含め慎重に導入したい。
29				富良野市	ふるさと納税制度創設等により寄付金控除制度が拡充された平成21年度の税制改正において富良野市の税条例改正では寄付控除による税収減、固定資産税において資産の用途により限定的に非課税扱いとなっていること及び道内他市の対応状況等を勘案して都道府県・市町村及び共同募金会に対する寄付金のみを控除対象として他の社会福祉法人・国の認定NPO法人を対象外として市税条例改正を行いました。この事を鑑み、H23.6の「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部改正」時にも過去と同様に富良野市税条例改正においては独自の判断によるNPO法人の指定は行わないことを理事者との協議により決定しました。
30		0		登別市	検討中
31		0		恵庭市	道と足並みを揃えるため情報を収集中
33			0	北広島市	指定要件の設定等の精査が課題
35	0			北斗市	対象NPO法人選定作業中の状態
37		0		新篠津村	条例制定作業には至っていないが、北海道の基準が示されるのを待って検討する予定
52				今金町	対象NPO法人が存在しないこと、今後創設見込みがないことから税条例の改正予定はない
59		0		真狩村	個別のNPO法人を指定していないので、今後基準等を検討しなければならない
64		0	_	共和町	北海道で認定登録された団体を確認し、必要に応じ条例で指定
65		_	0	岩内町	指定するNPO法人がないため、条例で制定しません
71		0	_	余市町	北海道での検討委員会等の動向などを踏まえて対応を検討予定のため現段階では未着手
74			0	奈井江町	対象となるNPO法人が無いため、条例整備の予定無し
82			0	妹背牛町	対象となる法人がないので改正の必要がない
100			0	和寒町	現在本町にはNPO法人が存在しないため、条例制定作業は行っていない。今後、NPO法人が設立された場合は条例制定について検討する。
109		0		羽幌町	個人住民税は道民税と町民税が一体となっている状況から、北海道の条例制定状況等を見極めて 実施予定。
122		0		美幌町	道内他市町村の条例制定の進歩状況を踏まえて検討することとしたい
133				興部町	該当団体に説明したが、寄附金もないので、当分の間、寄附金税額控除の申し出はしないということだった。結果、条例改正をしていない状況である
150		0		新ひだか町	住民福祉の増進に寄与する法人であることが条件となっており、その審査・判断基準が国から示されていないことと、北海道が条例化を見送っている状況であり、現時点では北海道や他市町村の動向を見ながら検討することとしています。
151		0		音更町	指定にあたり道と本町が相違した場合、控除の対象が道民税のみ、あるいは町民税のみという事態 が想定されることから、引き続き、道の検討状況を注視しているところである。
155	0			新得町	独自の基準を検討中
156		0		清水町	対象NPO法人は北海道と同一とする予定である
165		0		本別町	本町では、税条例の中で、北海道の指定するNPO法人に準じて、指定していくこととしております
167	0			陸別町	法人指定要綱を作成中
176		0		別海町	北海道が指定した段階で町も指定し、両者の整合性を図る計画で考えている
177		0		中標津町	NPOの指定については、北海道の指定が示されるのを待って検討する
	6	21	6		無記入3
					ていません

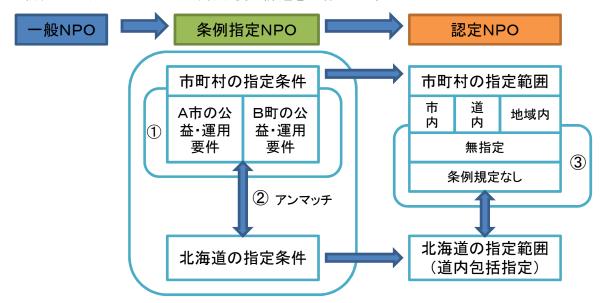
⁽注)コメントがなかった市町村は掲載していません。

(注)条例指定未実施の市町村の意見は、今後、独自基準を定めるが6市町村、北海道の基準が示されるのを待って検討するが21市町村、未検討が6市町村、無回答が3市町村であった。やはり、条例指定未実施市町村も北海道の基準を待って検討する市町村が多い。

5. 今後の課題

(1)課題の概念図

今後、想定される課題を検討してみたい。一般NPO法人が条例指定NPO法人になり、さらに、 認定NPO法人になるときに、行政側の課題を共有したい。



課題1(①)は市町村間で条例指定条件が異なること、課題2(②)は市町村の条例指定条件と北海道の条例指定条件のアンマッチが起きること、課題3(③)は条例指定NPO法人から認定NPO法人になるとき市町村の税条例で認定NPO法人の寄附金控除規定(条例別表に規定なしも含む)がない場合、住民税の控除の適用が無くなることが想定される。いずれも、自治体によって異なっても良いとする場合は特に問題とはならない。しかし、条例を適用されるNPO法人から見れば、活動している市町村と北海道の公益性の判断が違うとことには、納得性がない。また、市町村間でも公益性の判断が異なることは、公益性の判断は一つに収斂すべきであり、地域課題を解決してくれるNPO法人に一番良い条件を争うべきではないか。市町村は、条例内容がNPO法人に良い条件でなければ、良い条件の条例に近づける税条例改正の努力をすべきと考える。そのことによって、地域を支えるNPO法人は行政にも多くのメリットをもたらすと考える。さらに、認定NPO法人についての税条例での規定なし、無指定は、時代の変化への早期対応が必要と考える。

(2)市町村の条例指定条件(課題1)

足寄町と北見市の条例指定基準(公益要件)を比較し、あるべき指定条件を考察したい。

	足寄町のNPO条例指定基準(公益要件)	北見市の条例指定基準(公益要件)
	・下記(1)の判断項目(①~③)のうち、1項目以上に該当していること	①活動の 実績 を自らの ホームペジで公開していること。ただし、所轄庁のホームページで公開している場合は可とする
判断基準	・下記(2)~(3)の判断項目(④~⑧)のうち、1項目以上に該当 していること	NPO法人たる、主たる目的の社会課題への取組み 状況や地域貢献の状況について、A4判要旨1枚程 度に自由記述し提出すること
	・基準の判定は、過去2事業年度の平均値で基準を満たしていること	③~⑤についてはこのうち1項目以上
	(1)地域住民から認知されるための取組	
	①マスメディアを使っての情報発信回数:年1回以上	
	②ホームページの更新頻度:年2回以上	
	③一般を対象とした事業の実施:年2回以上	
	(2)地域住民の参画	
	④組織運営、各種事業への地域からのボランティアスタッフ 参加数:延べ10人以上/年	
公益性に 関する要	⑤寄附実績:3,000円以上の寄附が年平均で10人以上 あること(地域からの寄附)	
件	⑥主催した各種事業への一般住民参加者数:延べ10人以 上/年	③組織運営イベント等への市民参加が年 100人以 上あること。
	(3)他の組織との連携・協働の取組	
	⑦自治体からの委託・補助等の実績:年1回以上	④自治体からの委託・補助等実績が年 1回以上ある こと
	⑧その他の組織(他特定非営利活動法人、学校、自治会、 公益法人、企業等)との連携・協働した活動の実施:年1回 以上	⑤その他主体(例えば自治会など地域活動団体など)と連携・協働した活動が年1回以上あること

- ①条例指定のルールの定め方に2パターンがある。1つ目が、要綱と指定基準とするパターン、2つ目は要綱のみ(要綱に指定基準を含む)である。前者は2つを見なければ指定条件の全容がわからないのに対し、後者は要綱のみ見れば指定条件の全容がわかる。したがって、市民目線では、要綱のみで指定条件の全容がわかる方式を市町村には提案したい。
- ②特に、運用要件は帳簿の保存、宗教等活動を行っていない、活動状況をホームページで公開、所轄庁への書類の提出、NPO法人設立後1年を超えることなど当然の内容になっている。一方、公益要件は、昨年の調査ではNPO法人の公益性の判断は市民がするので不要ではないかと提案したが、市民が判断するための情報提供を公益要件とすることは必要と考える。したがって、公益要件は、市町村がNPO法人の公益性を判断する基準から市民がNPO法人の公益性を判断するための情報提供を要件とするようにならなければならない。さらに、すでに公益要件を定めた市町村においても、公益要件の見直しも提案したい。
- ③公益要件としては、NPO法人として公共課題をどう取組み、その解決する活動をどうしたかが NPOに常に求められており、その情報提供を公益要件とすべきである。具体的には、自主的活動や地域活動団体などとの連携した活動を通じて、公共課題をどう取り組んだかを年1回以上A4判1枚程度に自由記述し提出することで十分であると考える。

(3)市町村の条例指定条件と北海道の条例指定条件のアンマッチ(課題2)

今回の調査で、多くの市町村から出された意見は、市町村が条例指定したNPO法人が北海道の条例指定基準では指定されないとなった場合のことを多くの市町村が心配をしていた。NPO法人の公益性の判断が市町村と北海道で異なっていいのかという単純な疑問であった。この疑問は当然である。地方分権の時代だから判断が異なっても良いという建前があることもわかるが、同じNPO法人を市町村と北海道で公益性の見方が異なるというのは、地方分権だからという説明では納得性がない。NPO法人は住民に身近な地域での活動が中心であるので、近接性の原理に従い、市町村の条例指定を優先させ、北海道は独自の判断をあえてせず、市町村の判断を追認する(市町村が条例指定したNPO法人を北海道が条例指定する)とすればアンマッチ問題は起きず、さらに、北海道の指定基準の進展具合を見ている市町村の自主的な税条例改正が進むことになるのではないか。

(注)近接性の原理:地域における行政を、一番身近な市町村が担うべきとする考え方

(4)条例指定NPO法人から認定NPO法人になるときの課題(課題3)

現在の認定NPO法人への寄附控除の規定は認定NPO法人がほとんどない時に作られたため、認定NPO法人がどんどん多くなるこれからの状況に対応できていない。その実例が、認定NPO法人への寄附控除規定がない市町村が61%あるということで、よくわかる。条例指定NPO法人から認定NPO法人になるとき、市町村の税条例で認定NPO法人への寄附金控除の規定がなければ、寄附者の住民税控除が適用されないことになる。これは、問題であるので、市町村は条例指定NPO法人が認定NPO法人への移行意志の把握に基づき、早期の税条例改正を実施していただきたい。

6. 調査票等

(1)調査票

2012年11月吉日

自治体税務担当課 御中

「NPO法人への法人住民税の減免等に関するアンケート調査」への ご協力のお願い

特定非営利活動法人 公共政策研究所 理事長 水澤 雅貴

拝啓 寒冷の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素はNPO活動へのご理解とご協力を 賜り、誠に、ありがとうございます。

さて、NPO法人公共政策研究所(以下「研究所」)では、標題アンケート調査を昨年に引き続き実施させていただきます。調査結果は当NPO法人公共政策研究所のホームページに公表させていただきます。今後の自治体の「新しい公共の推進」の参考としていただければ幸いと考えております。

なお、「アンケート調査票」の至らない点については今後改善に努めたいと考えております。調査の概要は下記の通りです。

つきましては、大変、お手数をおかけいたしますが、添付の「アンケート調査票」と昨年(2011年)の「調査結果」をご確認の上、所定の欄にご記入いただき、「アンケート調査票」をEメール(koukyou-seisaku@goo.jp)添付にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながらご回答期限は<u>12月7日(金)</u>とさせていただきます。また、ご回答をお寄せくださいました自治体様には、調査結果のホームページ掲載をご案内申し上げます。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、趣旨ご賢察の上、本アンケート調査にご協力くださいますよう、重ねてお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 調査目的:自治体におけるNPO法人への法人住民税の減免等状況を調査する。
- 2. 調査対象:北海道内の179市町村を対象としております。
- 3. 調査方法:アンケート調査票に基づき該当欄に1つを選択し、■ (しかく)を付ける。 また、自由記述の調査項目もあります。
- 4. 調査結果の公表:調査結果は公共政策研究所のホームページで公表します。

以上

【本調査に関するお問い合わせ】 -

■設問内容や回答方法について

特定非営利活動法人公共政策研究所 担当:水澤雅貴

Eメール: koukyou-seisaku@goo.jp 携帯電話:090-5226-3257 電話/FAX:011-836-4315

ホームページ: http://www16.plala.or.jp/koukyou-seisaku/index.html

2012年NPO法人への法人住民税の減免等調査票

ご記入にあたっては、添付の2011年実施の調査結果を参照願います。

自治体名		氏名
回答担当課・職位		電話
	入方法:選択時口を「しかく」を入力し	ノ、■を選択します)
<u>1. NPO法人への況</u>	<u> 去人住民税の減免に関する事項</u>	
(1) N. D. O. T. L. O. W.		7
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	は人住民税の減免を税条例に規定してい。 - ロートンラー・バはい、の大は終了	- ·
	□ いいえ (「はい」の方は終了、 k人住民税の減免を運用(通達等)で行	- -
	K人住民祝の減免を運用(通達等)で1) □ いいえ (「はい」の方は(4)へ.	
	と人住民税の減免を行っていない。	(10.0.5%] 000112(0). (1)
	口 いいえ (「はい」の方は(5)へ	.)
	と と 人住民税の減免を税条例の改正により	·
* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	□いいえ(「はい」の方は予定時	
	スは運用での減免を実施する予定はあり	****
口 税条例の改	女正により実施する予定がある (時期:	年 月頃)
□ 運用により	J実施する予定がある(時期: 年	月頃)
(6) 貴自治体のNPO	Oの数・名称を把握しておりますか。	
①NPOの数の把握	□ はい ・ □ いいえ ②名称	の把握 口 はい・口 いいえ
認定NPO法人に対	学に対する個人住民税の寄付金控除に関する個人住民税の寄付金控除の実施にで 対正し、実施している。 とたる住所のある認定NPO法人 だたる住所があり首長が指定する認定N していないので、実施していない。 ○政策的必要性ないため、□自治体に認	 ついて(平成22年度税制改正) PO法人)
3. 条例指定NPO	法人に対する個人住民税の寄付金控除に	関する事項
方税法第 37 条の 2 の □ 既に税条例を改 (実施時期:平原 (実施の場合は対 □ 税条例を改正し □北海道の基準が示さ 平成 2 3 年度税制改正	こ対する個人住民税の寄付金控除の実施は 4号(および地方税法第 314 条の 7 の第 対正し、実施している。(□ただし、個別	第4号)で規定) 別NPOを指定していない) <u>法人</u> 【H24.12末見込含む】) <u>説明資料等メール添付願います)</u> (理由:□自治体独自の基準を検討中、 討)

総務省ホームページ 「ふるさと寄付金など個人住民税の寄付金税制」参照

http://www.soumu.go.jp/main sosiki/jichi zeisei/czaisei seido/080430 2 kojin.html

(2)調査結果

		Н											調査項目		③認定NPO以外のNPO(4号指定)										
		2		(1)	しょうけい しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	況	ı —	り人へ施税	ENPO(3号 しい税				除人へ施税		(3	認定	NPO		NPO	(4号指定)	λΨ	道	+	z	_
NO	自治体	4 / 1 0 N	条例に	運用に	減免して	NPO数	N P O名	り 人の と 民 付 に と の の の の の の の の の の の の の の の の の の	していないので、	政策的必要	認定NPO	その	除住の は民 は民 が は の の に に の に に の に に の に の に に の に に の に に に に に に に に に に に に に	N P O指	実 施 時	指定NP	条文入手	北海道税条	NPO指	していないので改いないので改	独自検討中	退の基準待	未 検 討	その他	意見
		P O 数	よる	よる	いない	把握	称把握	控伴N正 除うPを あ個O実	、正 実 し 施 て	性ない	法人が	他	る寄伴 N 正 付う P を 控 個 O 実	定あり	期	O 数	手	人例に定	定なし	、正 実し 施て		ち			欄
	札幌市	856		1				1												1	_				1
	<u>函館市</u> 小樽市	87 25	1	1				1	1		1									1	1	-			1
	旭川市	92	1					1	- '											1		1			1
5	室蘭市	25		1					1		1									1		1			
	釧路市	41		1					1											1		1			1
	帯広市	58		1				1						.		_				1		1			
	北見市 夕張市	32 4	1		1	1	1	1	1	1			1	1	H24.12	5				1			1		1
	岩見沢市	32		1	-				1		1									1		1	<u> </u>		
11	網走市	19		1				1												1		1			
	留萌市	13	1						1		1									1					↓
	<u> </u>	38 9	1	1		1	1_	1	1			1								1	_	1			1
	美唄市	6			1	1	1	1												1		_	1		
16	芦別市	5	1					·	1											1	_	1			
17	江別市	31		1		1	1		1			1								1		1			1
	赤平市 紋別市	3 10	-	\vdash	1	1	1		1		1		4	—	H22.0	^	-			1		1	-	_	
	秋別市 士別市	10 4	1	\vdash			\vdash	1					1	+	H23.9	9	1			1		1	\vdash		一
21	名寄市	6	1					1												1		1			1
22	三笠市	1			1				1		1		1	1	H23.9	1									匚
	根室市	1			1	1	0		1											1		1_			1
	<u>千歳市</u> 滝川市	20 9	1	1				1												1		1			H
	砂川市	7		1				'	1		1									1		1			1
27	歌志内市	0			1	0	0		1											1			1		
	深川市	7	_	1					1		1	_								1			1		
	富良野市 登別市	11 10	1	1		1	1	1	1			1								1	_	1		1	1
	恵庭市	12	1				-	1												1		1			1
32	伊達市	16	1					1					1						1						1
	北広島市	27	1					1												1			1		1
	<u>石狩市</u> 北斗市	22 4	1	1				1												1	-	1			-
	当別町	10	1					1					1	1	H23.9	3	1				-				-
	新篠津村	2			1				1			1	·		1120.0	ľ	Ċ			1		1			1
	松前町	1			1			1					1	1		1									<u> </u>
	福島町 知内町	0			1	1	1	無回答	1		-		1						1	-	1		1		1
	木古内町	0									1		無回答	5						1					
	七飯町	10	1				Ι	1									Г			1	1		I		П
43	鹿部町	0			1	1	1	1												1	1				
	森町	3	1					1					1	1		2	1								₩
	八雲町 長万部町	2 3	1					- 1	1				1		H23.9 H23.9	2	1					l —		l —	\vdash
	江差町	2	1					'	1				'	- '	П23.9					1					
48	上ノ国町	1	1						1	1										1	_	1			
	厚沢部町	1	1						1											1					<u> </u>
	乙部町 奥尻町	0	1						1	1				-			-			1			1		\vdash
	今金町	1	1						1		1									1					1
53	せたな町	3																		·					
	島牧村	0											無回答		-					-					
	寿都町	0											無回答	·							1	_	1	_	_
	黒松内町 蘭越町	1 4	1					1												1		1			-
	ニセコ町	5	1					1					1	1	H24.6	5	1								
	真狩村	0			1			1												1	_	1			1
	留寿都村	0			1	1	1		1				# C #							1					
	喜茂別町 京極町	1			1			I	1		1		無回答							1		1			
	^{只極町} 倶知安町	8	1	\vdash					1				1	1		4				<u>'</u>		<u> </u>			
64	共和町	3	1						1			1								1		1			1
65	岩内町	2	1					1												1			1		1
	泊村	0			1				1		1		Arr C Arts				_	<u> </u>		1		_	1	_	
	<u>神恵内村</u> 積丹町	1 0											無回答無回答												
	古平町	1		1		1	1	1					<u> </u>		H23.9	1	L				L	L	L	L	
70	仁木町	1	1						未確認											1		1			
	余市町	9	1						未確認					<u> </u>						1		1			1
70	赤井川村	1	1						1											1			1		1

⁽注1)3号指定及び4号指定は地方税法第37条の2第3号及び第4号を指します。 (注2)②認定NPOにおける「主たる」・「従たる」の調査項目については、妥当性に欠ける設問との判断から削除しております。

		H 2		(T):	減免状	P : D		(3)±8	定NPO(3号	培宁)			調査項目	1		NEW ST	NBO	DIM O	NBO	(4号指定)					\exists
		4			滅免	N	ZΩ	り人へ施税 住のし条	しい税 てな条	政策	認定		除人へ施税 認住のし条	Zρ		指		北海	ZP	しい税 てな条	独自	道の	未検	その	
NO	自治体	1 0 N	条例に	運用に	して	P 0	0名	民寄、例 税付認の のに定改	いい例 なのを いで改	的必	N な P い O	その	め民寄、例 て税付指の いのに定改	り指	実 施 時	定NP	条文	め道 る税 法条	り指	いい例 なのを いで改	検討中	基準待	討	他	意見
		P 0	よる	よる	いない	数把握	称把	控伴N正除うPを	、正実し	要性な	法	他	る寄伴N正付うPを	定あり	期	0数	文入手	人例に	定な	、正実し		ち			欄
73	南幌町	数 1		1	٠,	1	握 1	あ個 0 実	施て	い	人が		控個 O 実 1		H23.9			定	ا 1	施で				\exists	
75	奈井江町 上砂川町	2							1		1		無回答							1			1		1
77	由仁町 長沼町	0 2			1	0	0	無回答					1 1		ļ				1						1
79	栗山町 月形町	8 1	1					1 1					1						1	1		1		\equiv	
80 81	新十津川町	2	1					1					無回答							1			1	\exists	
82 83 84	秩父別町	0 2 0	1			1	Н	1	1				無回答							1		1		〓	ᆜ
85 86	北竜町沼田町	2	1					1					無回答	1		2	1							\Box	
87		2						1	Ι				無回答		ı				1					\equiv	
89 90		2	1		1	1	1	<u>i</u>					1	1	H23.9 H24.1	1			1					\dashv	1
91 92	比布町 愛別町	1	1					<u>1</u>					1		H23.12 H23.9	2 1	1							\exists	1
93 94		1 3	1					<u>1</u>					1	1	H23.9	2	1		1						
95 96	美瑛町 上富良野町	6	1					1					1	1	H23.9 H23.6	1			1						
98	中富良野町南富良野町	3			1	1	1	1					1	1	H23.12	2				1	1			\Rightarrow	
100 101	占冠村 和寒町 剣淵町	0 0			1 1		H	1	1		1									1		1	1	\rightrightarrows	1
101 102 103	下川町	5 1	1		_			1					1		H23.9				1	1				#	=
104		1						1					無回答						1						
106 107	増毛町 小平町	1 0		1					1		1		<u> </u>							1			1	\exists	\exists
108 109	苦前町 羽幌町	3		l					1		1		無回答							1		1			1
110 111		<u>0</u>							1		1		無回答		H23.6	1								\equiv	1
112 113	天塩町 幌延町	1			1				1		1		無回答	1	H23.6	1							J		
114 115	猿払村 浜頓別町	0 2	1					1					無回答 1	1	H23.4	1									
116 117	中頓別町 枝幸町	1 2	1	1				1	1		1		1		H24.1	1				1		1			
118		1			1			1					1		H23.4	1			1					\Rightarrow	_
120 121 122	利尻町利尻富士町	1 0 5		<u> </u>	1			1	1		l		無回答		!				1	-		1	!		
123	美幌町 津別町 斜里町	3	1					1				_ '	1	1	H24.4	3	1		1	-				#	1
125	清里町 小清水町	1	i					無回答					1		H23.9	1	1		1			! 		二	=
127 128	訓子府町 置戸町	1	1					1					1	1	H23.9	1			1					\dashv	
129 130	佐呂間町 遠軽町	1 8	1	1		1	1	1	1		1		1	1	H23.9 H23.12	1 4	1 1							\exists	
131 132	湧別町 滝上町	0 1			1	1	1	1					1 無回答		H23.12	1							ا		
134	興部町 西興部村	1			1	1	1	1					1	1		1				1				_1	1
136	雄武町 大空町	1	1		1	1	1	1					1	1		1			1					_	_
138	豊浦町 壮瞥町	6		1	1			1	1				1	1	H23.9	2			-	1			1	=	_
140	白老町 厚真町 洞爺湖町	10 1 4			1			1					1 1 無回答						1					二	
142	安平町むかわ町	2		1	1	H	H	1		H			<u>無固石</u> 1 1		H23.10			1	1				\dashv	一	
144	日高町 平取町	6		1				1					1				1		1					\exists	\exists
146 147	新冠町 浦河町	1 2	1		1			1					1						1	1			1	\exists	\equiv
149	様似町 えりも町	0			1	1	1	1					1 無回答						1						
151	新ひだか町音更町	9	1					1												1 1		1		\exists	1 1
153	士幌町 上士幌町	5	1					1					無回答							1		1			
155	鹿追町 新得町	4	1				Ш	1	1		1									1 1	1	1	_	_	_1
157	清水町 芽室町 中札内村	5 3	1				Ш	1					無回答							1		1		士	
159	更別村 大樹町	1 1 2							1			1	無回答無回答	-	H23.9	2									
161	広尾町 幕別町	1 8	1					1	'				1		H23.12	1	1			1		1		\dashv	_1
163	池田町 豊頃町	4		1				1					1		H24.1 H24.1	1	1		1	'				#	目
165	本別町 足寄町	3 5	1					1					1		H24.12	2	1			1		1		\dashv	1
167	陸別町 浦幌町	2	1					1		L				Ė						1	1	1		\exists	_
169 170	釧路町 厚岸町	5 2	1					1	1		1		1			E	E		1	1		1		\exists	1
171 172	浜中町 標茶町	5 4	1					1					無回答 1						1						1
174	弟子屈町 鶴居村	4						1					無回答						1						
176	白糠町 別海町	1		1		1	1	1					1						1	1		1		=	1
178	中標津町 標津町	3	1	1				1					1		H23.9	3	_			1		1		#	1
179	羅臼町	4		1	L	<u>, </u>		1	·		<u> </u>		1	1	Ь	1	1							!	

7. 資料

(1)認定NPO法人への寄附控除を規定した道内自治体の税条例のパターン (パターン1~パターン12)

パターン 1 条文に「市内」を包括指定の場合(例:苫小牧市)

(寄附金税額控除)

第31条の5の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第31条の2及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金のうち、市内に事務所 又は事業所を有する法人に対するもの
- (2) 次に掲げる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ア 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金
- イ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金
- ウ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲 げるものを除く。)
- エ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金
- オ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金
- カ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第 2号に掲げるものを除く。)
- キ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金
- (3) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの(市内においてその目的の実現を図るものに限る。)
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人に対するもの
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

パターン 2 条文に「道内」と包括指定の場合(例:千歳市)

(寄附金税額控除)

第24条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第24条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金(同号に規定する法人又は団体のうち、道内において事業を行うものに対する寄附金に限る。)
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人のうち、道内において事業を行うものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人のうち、道内において事業を行うものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人のうち、道内において事業を行うものに対する 寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連 するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)のうち、道内において事業を行うものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人のうち、道内において学校を設置するものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人のうち、道内において事業を行うものに対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人のうち、道内において事業を行うものに対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する認定特定非営利 活動法人のうち、道内において特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定 する特定非営利活動に係る事業を行うものが行う当該事業に関連する寄附金(その寄附をした者に 特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

パターン 3-1 条文に「北海道税条例」を包括指定の場合(例:音更町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄付金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)第26条の3第1項第3号アからウまでに掲げるもの(法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金を除く。)を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

北海道税条例

(寄附金税額控除)

第26条の3 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が2,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)並びに租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。) ア 主たる事務所を道内に有する法人又は団体に対する寄附金(当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。)
- イ 知事又は北海道教育委員会の所管に属する公益信託二関スル法律(大正11年法律第62号) 第1条に規定する公益信託に支出した金銭
- ウ その他道民の福祉の増進に寄与する寄附金として規則で定めるもの

パターン 3-2 条文に「北海道税条例」を包括指定の場合(例:むかわ町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、それぞれ北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)に 定める控除対象寄附金とする。
- ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄 附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に 掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に 関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金 を除く。)
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち、北海道税条例に定める法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

パターン 4 条文に「認定特定非営利活動法人に対する寄附金」を包括指定の場合(例:浜頓別町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出し、当該寄附金又は金銭の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の6に相当する金額(当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあつては、当該100分の6に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)
- (2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(その主たる事務所 を道内に有するものに限る。)又は日本赤十字社に対する寄附金(道内に事務所を有する日本赤十 字社の支部において収納されたものに限る。)で、令第7条の17各号の規定により定めるもの
- (3) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (4) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人(第2号に掲げるものを除く。)に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第1項第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法施行令第217条第1項第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (10) 所得税法施行令第217条第1項第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (11) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (12) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の3に規定する認定特定非営利活動法人が行う特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

パターン 5 条文に「市内」を包括指定・「首長が必要と認めるもの」を 個別指定の場合(例:七飯町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金
- (2) 法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金
- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するもの及びその寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

ア 主たる事務所を町内に有する法人又は団体に対する寄附金(当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。)

イ その他町民の福祉の増進に寄与する寄附金として町長が必要と認めるもの

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

パターン 6 条文に「地域」を包括指定・「首長が必要と認めるもの」を 個別指定の場合(例:北斗市)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金又は金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金
- (2) (2) 法第314条の7第1項第2号に掲げる寄附金
- (3) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。以下この号において同じ。)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの(前号に掲げる寄附金に該当するものを除く。)

<u>ア 渡島総合振興局管内及び檜山振興局管内に事務所を有する法人又は団体に対する寄附金</u> (当該法人の設立前においてされる寄附金を含む。)

イ その他市民の福祉の増進に寄与する寄附金として市長が必要と認めるもの

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

パターン7-1 条文に「首長が認めるもの」を個別指定(例:安平町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、町長が認めるもの
- ア 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- イ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ウ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- エ 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に 掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ケ 所得税法78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- コ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に 関する寄附金(その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を 除く。)
- (2) <u>町長が認める特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金</u>(その寄付をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

パターン 7-2 条文に「規則」で個別指定(例:名寄市)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第10号までに掲げるものに関しては、<mark>規則で定める。</mark>)を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項 第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

税条例施行規則

(寄附金税額控除)

第17条 条例第34条の7第1項に規定する規則で定める寄附金は、次に掲げる法人に対する寄附金とする。

- (4) 条例第34条の7第1項第10号に該当する法人
- ア 特定非営利活動法人風連まちづくり観光
- イ 特定非営利活動法人なよろ観光まちづくり協会
- ウ 特定非営利活動法人フーレベツ
- エ 特定非営利活動法人名寄心と手をつなぐ育成会
- オ 特定非営利活動法人天塩川リバーネット21

パターン 8 別表に「認定特定非営利活動法人に対する寄附金」を包括 指定の場合(例: 士別市)

(寄附金税額控除)

第25条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金 又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(別表に掲げるものに限る。)を支出した場合においては、法第 314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲 げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下こ の項において「控除額」という。)をその者の第22条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額か ら控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除 額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に 掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項 第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) <u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に</u>関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表(第25条関係)

第25条第1項第10号に掲げる寄附金

認定特定非営利活動法人に対する寄附金

パターン 9-1 別表に「道内」を包括指定の場合(例:浦幌町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち、別表に掲げるものを支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- (2) 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (3) 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (4) 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (6) 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (7) 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項 第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (8) 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- (9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- (10) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に 関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表(第34条の7関係)

第34条の7第1項第10号に掲げる寄附金

主たる事務所を**道内に有する**認定特定非営利活動法人に 対する寄附金

パターン 9-2 別表に「北海道税条例」を包括指定の場合(例:湧別町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの
- イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金 (当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関するものに限る。)
- 二 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。) に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ヌ 租税特例措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)
- (2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業の関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表1(第34条の7第1項第1号関係)

第34条の7第1項第1号ヌに掲げる寄附金 <u>北海道税条例にて指定された寄附金</u>

パターン 10 別表に「地域」を包括指定の場合(例:佐呂間町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの
- イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- 二 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更正保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に 関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金 を除く。)
- (2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定 非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動 に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表第1(第34条の7第1項第1号関係)

第34条の7第1項第1号ヌに掲げる寄附金

認定特定非営利活動法人(オホーツク総合振興局管内に所 在する法人)に対する寄附金

パターン 11 別表に「市内」を包括指定の場合(例:由仁町)

(寄附金税額控除)

第33条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第33条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの
- イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- 二 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に 掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1項 第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に 関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を 除く。)
- (2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定 非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に 係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表第1(第33条の6第1項第1号関係)

第33条の6第1項第1号ヌに掲げる寄附金

認定特定非営利活動法人のうち町内に事務所又は事業所 を有するものに対する寄附金

パターン 12 別表が「空欄」の場合(例:東神楽町)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

- イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する寄 附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- 二 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号 に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的 である業務に関連するものに限る。)
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第1 項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる 目的である業務に関連するものに限る。)
- リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
- ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に 関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附 金を除く。)
- (2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表第1(第34条の7第1項第1号関係)

第34条の7第1項第1号ヌに掲げる寄附金	<u>(空欄)</u>
----------------------	-------------

(2)条例別表でNPOを指定した税条例

①条例指定NPOを別表で指定の場合

佐呂間町税条例(抜粋)

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

- (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの
- イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
- ロ 所得税法施行令(昭和 40 年政令第 96 号)第 217 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ハ 所得税法施行令第 217 条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- 二 所得税法施行令第 217 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。) ホ 所得税法施行令第 217 条第 3 号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成 20 年政令第 155 号)附則第 13 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第 217 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- へ 所得税法施行令第 217 条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ト 所得税法施行令第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- チ 所得税法施行令第 217 条第6号に規定する更正保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭 ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非 営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)
- (2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

別表第2 (第34条の7第1項第2号関係)

法人名	主たる事務所の所在地			
特定非営利活動法人ふれあいインさろま	北海道常呂郡佐呂間町字若佐 41 番地の 1			

②条例指定NPOを別表で指定していない場合

置戸町税条例(抜粋)

(寄附金税額控除)

- 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合においては、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同項第1号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。
 - (1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの
 - イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金
 - ロ 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第217条第1号に規定する独立行政法人に対する 寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に規定する地方独立行政法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - 二 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号 に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益祉団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - へ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - ト 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金(法第314条の7第 1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - チ 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金(当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
 - リ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭
 - ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)
 - (2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定 非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活 動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを 除く。)
- 2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した金額とする。

別表第2(第34条の7第1項第2号関係)

法人名	主たる事務所の所在地			

(3)足寄町の寄付金税控除の対象となるNPO法人の指定基準

①要綱

足寄町個人町民税寄附金税額控除対象特定非営利活動法人指定要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により個人の町民税 の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人に関する基準、手続等について定め、町民の特定非営利活動法人に対する寄附の気運を醸成することにより、町民による相互支援を促進し、もって町内における特定非営利活動の健全な発展を図ることを 目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法令において使用する用語の例による。
- 2 この要綱において、指定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動法人のうち、地方 税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人とし て、足寄町税条例(昭和58年条例第7号)において、その名称及び主たる事務所の所 在地が規定されている者をいう。

(指定資格及び申出等)

- 第3条 町内に主たる事務所を有する特定非営利活動法人(町税、公共料金等を滞納していない者に限る。)は、地方税法第314条の7第3項の規定による申出を町長に対してすることができる。
- 2 前項の申出は、指定特定非営利活動法人指定申出書(別記様式第1号。以下「申出書」という。)に必要事項を記入し、町長に提出するものとする。
- 3 前項の申出書は、別に町長が定める期間に応じ、その申込みを受けるものとする。 (指定基準)
- 第4条 指定特定非営利活動法人の指定基準については、別表1の1及び別表1の2によるものとする。

(指定の審査等)

- 第5条 町長は、第3条第1項の申出をした特定非営利活動法人(以下「申出者」という。) が前条に規定する指定基準に適合しているか審査し、適合している場合はその旨を当該 申出者に通知し、当該法人を指定特定非営利活動法人とするための手続を行うものとす る。
- 2 町長は、前項の審査の結果、適合していない場合は、その旨及びその理由を速やかに 当該申出者に通知するものとする。
- 3 町長は、第1項の審査にあたり必要があると認めたときは、実地調査若しくは聞き取り調査を実施することができるものとする。

(指定内容の変更)

第6条 指定特定非営利活動法人は、当該法人の名称若しくは主たる事務所所在地の変更 及び合併・解散があったとき、又は認定特定非営利活動法人となったときは、指定特定 非営利活動法人指定事項変更届出書(別記様式第2号)により、速やかに町長に提出し なければならない。

(指定の取下げ)

第7条 指定特定非営利活動法人が、その指定の取下げを願う場合は、指定特定非営利活

動法人指定取下申出書(別記様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(事業報告及び活動状況の聴取等)

- 第8条 指定特定非営利活動法人は、当該法人における毎事業年度終了後、速やかに町長に対し指定特定非営利活動法人事業報告書(別記様式第4号。以下「事業報告書」という。)を提出しなければならない。
- 2 町長は、前項による事業報告書の内容により、第4条に規定する指定基準を満たさないと認められるときは、第10条の規定により指定の取消しをすることができるものとする。
- 3 町長は、特に必要があると認めるときは、指定特定非営利活動法人に対して、随時に活動状況等に係る報告を求め、実地について検査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

(寄附者名簿の提出)

第9条 指定特定非営利活動法人は、毎年1月31日までに前年中に受けた寄附金に係る 寄附者名簿を町長に提出しなければならない。

(指定の取消し)

- 第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。
 - (1) 指定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。
 - (2) 指定基準を満たさないと認められたとき。
 - (3) 虚偽の申出により指定を受けたとき。
 - (4) 指定内容の変更の届出を正当な理由なく行わなかったとき。
 - (5) 活動状況に係る報告、検査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき。
- 2 町長は、指定特定非営利活動法人の指定を取り消す場合は、足寄町税条例においてそ の法人の名称、主たる事務所の所在地を削除するものとする。
- 3 指定を取り消された指定特定非営利活動法人は、その取消しの日から2年を経過しなければ、新たな申出をすることができない。ただし、指定取消の理由が主たる事務所の所在地が足寄町外に移転したことによる場合は、この限りでない。

(指定特定非営利活動法人の責務)

- 第11条 指定特定非営利活動法人は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、 次の事項について特に留意しなければならない。
 - (1) 指定基準を満たすことを証明する書類及びその他帳簿等関係書類を整理し、保管すること。
 - (2) 寄附を集めるための各種広報活動を行い、当該特定非営利活動への寄附が促進されるよう努めること。
 - (3) 当該特定非営利活動及び運営組織の透明性を確保するため、情報誌・インターネットその他の媒体において、情報開示に努めること。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年9月13日から施行する。

②基準

(別表1の1)

特定非営利活動法人条例指定基準

(その1)

		指	定 基 準 項 目
大項目	中項目		小 項 目
		•	下記(1)の判断項目(①~③)のうち、 1項目以上に該当 していること
	判定基準	•	下記(2)~(3)の判断項目(④~⑧)のうち、 1項目以上に該当 していること
		•	基準の判定は、過去2事業年度の平均値で基準を満たしていること。
I 公	公益実践活動の 1 実績について	(1)	地域住民から認知されるための取組 特定非営利活動法人の主たる活動が地域住民から認知されるための取り組みについて。(※いずれも、特定非営利活動法人が主たる目的とする活動に関する内容であること)
			① マスメディアを使っての情報発信回数: 年1回以上
	①~③のうち		(新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、折り込みチラシ等)
益	1項目以上に 該当していること		② ホームページの更新頻度: 年2回以上
	<u> </u>		(活動内容や活動実績、団体または活動への参画方法が含まれていること)
性			③ 一般を対象とした事業の実施: 年2回以上
	((一般向け周知文書・チラシ等、開催時の写真や新聞掲載記事等を添付すること)
に		(2)	地域住民の参画 特定非営利活動法人の活動に対する地域住民の参画について
関			④ 組織運営、各種事業への地域からのボランティアスタッフ参加数: 延べ10人以上/年 (住所・氏名を記載した名簿を添付)
			⑤ 寄附実績:3,000円以上の寄附が年平均で10人以上あること (地域からの寄附)
+			(寄附者名簿を添付すること。なお寄附者数の数え方は下記のとおりとする)
す			(氏名・名称及び住所・所在地が明らかな寄附者のみ数える)
	④~®のうち		(寄附者本人と生計を一にする親族等も含めて1人として数える) (当該法人の役員及びその役員と生計を一にする者が寄附者の場合は寄附者数から除く)
る	④~80055 1項目以上に 該当していること		(6) 主催した各種事業への一般住民参加者数: 延べ10人以上/年
	該当していること		(ただし、④に該当するボランティアスタッフの参加数は含めないこと)
要		(3)	他の組織との連携・協働の取組
			他の組織との連携・協働の取り組みについて
件			⑦ 自治体からの委託・補助等の実績: 年1回以上 (委託業務契約書・補助決定通知等の写しを添付すること)
			⑧ その他の組織(他特定非営利活動法人、学校、自治会、公益法人、企業等)との連携・協働した活動の実施: 年1回以上 (連携・協働した活動の組織及び内容が分かる資料を添付すること)

特定非営利活動法人条例指定基準

(その2)

		指	章
大項目	中項目		小 項 目
	如今甘淮	•	下記(1)から(6)の基準をすべて満たしていること
	判定基準	•	基準の判定は、過去2事業年度とし、それぞれの事業年度で基準を満たしていること
П		(1)	運営組織及び経理が適切であること
n			① 役員総数のうち、役員及びその役員と親族関係(配偶者・3親等以内の親族)を有する者で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
組	運営組織及び経 1 理について		② 役員総数のうち、特定の法人(社団法人・学校等)の役員や従業員で構成されるグループの人数の占める割合が1/3以下である
織			③ 公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている又は、青色申告法人と同等に取引を帳簿に記録し保存している
•			
運		(2)	事業活動の内容が適正であること
	2 事業活動につい て		① 宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党の推薦、支持又は反対する活動 をしていない
営			② 役員、社員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと(公職、宗教、政治)
に		(3)	情報公開を適切に行っていること
関			① 事業報告書等、役員名簿及び定款等
渕	情報公開につい		② 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程
す	T		③ 資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項等を記載した書類
る			④ 寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類
<i>a</i>	事業報告につい 4 ~	(4)	所轄庁へ事業報告書等を提出していること
要	* T		① 事業報告書等(会計、役員等名簿)、認証書·登記書類·定款等
	5 不正行為等につ		不正行為等がないこと
件	いて		① 法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと
	経過期間につい	(6)	設立後の経過期間について
	6 在週期间について		① 設立の日から1年を超える期間が経過し、少なくとも2つの事業年度を終えていること

③申出書

別記様式第1号(第3条関係)

				指	定特员	三非営 和	川活動	去人指 第	疋甲 占	出書			
										平成	年	月	日
足	寄	町	長	様									
						申	出者						
							主	たる事	務所	の所在	地		
							特	定非営	利活!	動法人	の名称		
							代	 表者氏	名				
													E
								電話	. ()			
											指定要申し出注		条の
1.	法人	の設	立年	月日	3	平成	年	月	日				
2.	事	業	年	度		月	日	から		月	日		
3.	足寄	所内	で現	に行っ	てい	る事業の	の概要						
4.	寄阶	金の	目的	及び使	途								_

- 5. 添付書類
 - ・法人の「登記事項証明書」の写し・役員名簿・定款
 - ・チェック表及びチェック表に記載されている添付書類

(4) 北見市の寄付金税控除の対象となるNPO法人の指定に関する要綱

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる、特定非営利活動 法人が受け入れる寄附金の指定に係る事務処理要綱

平成 24 年 10 月 24 日 総務部長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、「新しい公共」によって支えあう社会の実現に向けて、特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)をはじめとする市民が参画するさまざまな「新しい公共」の担い手を支える環境を税制面から支援するため、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定するNPO法人に対する、当該NPO法人が行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金を受け入れるNPO法人(以下「控除対象NPO法人」という。)として、当該NPO法人から地方税法第314条の7第3項に基づく申出を受けた場合の処理の方法について、必要な事項を定めるものである。

(控除対象NPO法人の範囲)

- 第2条 市長が定める控除対象NPO法人の範囲は、次の各号のいずれにも該当する団体と する。
 - (1) 特定非営利活動促進法第2条第2項に基づき設立されたもの
 - (2) 特定非営利活動促進法第2条第1項に定める活動を行うもの
 - (3) 市内に主たる事務所又は従たる事務所を有するもの
 - (4) 設立して1年以上活動を行っているもの
 - (5) 事業報告書、収支報告書等により活動状況を確認できるもの
 - (6) 所轄庁に対して、毎年の事業報告書等を提出しているもの

(申出)

- 第3条 控除対象NPO法人として、受け入れる寄附金の指定を受けようとするNPO法人は、「個人市民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定に係る申出書」(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて申出するものとする。
 - (1) 所轄庁から交付された指令書の写し
 - (2) 定款の写し
 - (3) 事業報告書及び収支報告書(直近のもの)
 - (4) 登記所が発行する法人に係る履歴事項全部証明書
 - (5) その他法人の活動状況を確認する資料として市が提出を求める書類

(欠格事由)

- 第4条 次のいずれかに該当するNPO法人は、控除対象NPO法人になることができない。
 - (1) その役員のうちに、次のいずれかに該当する者があるもの

の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして内閣府令 で定める基準に適合していること。

- (3) 情報公開について
 - ・次に掲げる書類を閲覧させていること。
 - ① 事業報告書、役員名簿、定款
 - ② 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
 - ③ 収益の明細、その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
 - ④ 寄附金を充当する予定の事業の内容を記載した書類
- (4) 書類の提出について
 - ・NPO法第28条及び第29条に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等を所轄庁に提出していること。
- (5) 経過期間について
 - ・設立の日以後1年を超える期間が経過していること。
- (6) 公益性について
 - ・次の要件を満たしていること(③~⑤についてはこのうち1項目以上)
 - ① (3) に定める事項及び活動の実績を自らのホームページで公開していること。 但し、(4) に定める書類を所轄庁に提出し、所轄庁がその内容について所轄庁の ホームページで公開している場合は可とする。
 - ② NPO法人たる、主たる目的の社会課題への取組み状況や地域貢献の状況について、A4判用紙1枚程度に自由記述し提出すること。(参考資料添付可)
 - ③ 組織運営イベント等への市民の参加が年100人以上あること。
 - ④ 自治体からの委託・補助等の実績が年1回以上あること。
 - ⑤ その他の主体(例えば自治会などの地域活動団体など)との連携・協働した活動が年1回以上あること。
- 2 第3条に定める申出において、控除対象NPO法人として道の指定を受けている場合 には、前項に掲げる審査を省略することができる。

(指定の通知等)

第6条 市長は、前条の審査において、当該団体が控除対象NPO法人に指定すべきであると認める場合は、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる、特定非営利活動法人が受け入れる寄附金の指定について(通知)」(別記様式第2号)により、当該申出を却下することとしたときは、「個人市民税の寄附金税額控除の対象となる、特定非営利活動法人が受け入れる寄附金の指定について(通知)」(別記様式第3号)により、それぞれ、当該NPO法人に対して通知する。

(申出の時期)

第7条 第3条に定める申出は、毎年9月30日までに行うものとする。

- ① 指定を取り消された場合において、その取り消しの原因となった事実があった日以前1年内にその指定を受けたNPO法人のその業務を行う理事であった者で、その取り消しの日から5年を経過しないもの
- ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、若しくは刑法第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等
- (2) 指定を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しないもの
- (3) その定款又は事業計画書の内容が法令等又は法令等に基づいてする行政庁の処分に 違反しているもの
- (4) 国税又は地方税の滞納処分の執行がなされているもの又はその滞納処分の終了の日から3年を経過しないもの
- (5) 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない もの
- (6) 次のいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にあるもの

(審査)

- 第5条 市長は、第3条に定める申出を受けたときは、「特定非営利活動法人が受け入れる 寄附金を指定する際の、申出のあった特定非営利活動法人審査委員会」において次の事 項について審査させるものとする。
 - (1) 経理状況について
 - ・会計について、青色申告法人と同等程度に取引を記録し帳簿を保存していること。
 - (2) 事業活動について
 - ① 次に掲げる活動を行っていないこと。
 - ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 - イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること。
 - ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
 - ② その役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と内閣府令で定める特殊の関係のある者に対し特別

(指定の期間)

第8条 指定の期間は5年とする。

(指定の更新)

- 第9条 前条の指定の期間は、当該指定を受けた者の申出により更新することができる。
 - 2 前項に基づき指定の期間を更新しようとする者は、当該認定期間の満了する年の9月 30日までに申出書を市に提出するものとする。なお、更新にあたっては、添付書類は要 しないものとする。

(指定の取消し)

- 第 10 条 市長は、控除対象NPO法人が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り 消すことができる。
 - (1) 第4条の欠格条項に該当したとき
 - (2) NPO 法人の資格が取り消されたとき
 - (3) 控除対象NPO法人から資格を失った旨の申出があったとき
 - 2 市長は、指定の取消しをした場合は、指定を取消した控除対象NPO法人に対し、指 定が取消された旨及びその理由を書面により通知するものとする。

(指定になった場合の義務)

- 第11条 控除対象NPO法人は次のとおりの義務を負うものとする
 - (1) 寄附を受けた場合は、寄附者に対し受領証明書を交付しなければならない。
 - (2) 寄附者名簿を作成し、5年間保管しなければならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月25日から施行する。

(平成24年度の特例)

2 この要綱の規定にかかわらず平成 24 年度に限り、第7条に定める申出の時期については「9月30日」とあるのは「11月5日」とする。

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定に係る申出書

	(特定非営利活	動法人用)		
			整理番	
受付印	主たる事務所の 所 在 地	〒 電話	()
平成 年 月 日	北 見 市 内 の 事 務 所 又 は 事業所の所在地	電話	()
	(フリガナ)			
北 見 市 長 様	法 人 名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			
	北見市内に事務所又 は事業所を設置し、 主たる目的である 事業を開始した日			
当法人は、北見市内に事務				おいて当法人の
主たる目的である事業を行い つきましては、当法人に対				動促進法第9冬
第1項に規定する特定非営利	活動に係る事業に	関連する寄附金に	ついて、地	方税法第314
条の7第1項第4号に定める 同条第3項の規定に基づき、			として指定	されますよう、
※北見市内の事務所又は事業				
※その他の参考事項(市民福	福祉の増進に寄与し	ていることの説明)	
※添付書類及び留意事項		+ W-40 H- +- T- ~ N-1-	++11 /L +1-	
①法人設立認可証の写し			文報告書	

問合せ先 〒090-8509 北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル4F 北見市総務部市民税課 TE0157-25-1114

 様式第2号

 北市第号

平成 年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 様

北見市長 小 谷 毎 彦

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる、特定非営利活動法人が受け入れる寄附金の指定について (通知)

平成 年 月 日付で貴団体から申出のありましたこのことについて、貴法人が受け入れる寄附金については、地方税法第314条の7第1項第4号に定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金として指定しますので、その旨通知します。

問合せ先

北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル4F 北見市総務部市民税課

> Tel 0157-25-1114Fax 0157-25-1201

様式第3号

北市 第 号

平成 年 月 日

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇 様

北見市長 小 谷 毎 彦

個人市民税の寄附金税額控除の対象となる、特定非営利 活動法人が受け入れる寄附金の指定について (通知)

平成 年 月 日付で貴法人から申出のありましたこのことについて、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 決定事項 貴法人の申出を却下します。
- 2 理 由

問合せ先

北見市大通西2丁目1番地 まちきた大通ビル4F 北見市総務部市民税課

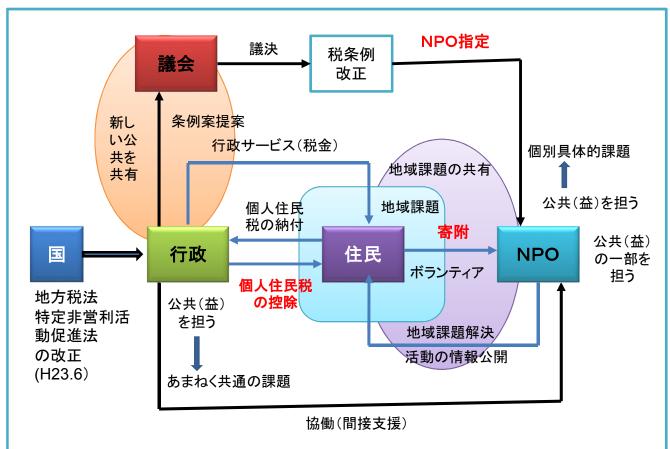
> Tel 0157-25-1114 Fax 0157-25-1201

(5)条例指定NPOへの寄附金控除の税条例を活かす

条例指定NPOへの寄附控除の税条例改正は、「我がまち」の地域社会をどのように担うのかという明確な理念が市町村及びNPOになければ、従来どおり北海道に依存した結果となることを明確に表している。

地域課題の解決に貢献する活動を行うNPOを支援するという新しい理念は、公共は常に行政が担うという考えから脱却することを意味し、これからの公共は、NPOも公共の一部を担うということを表している。この新しい理念による寄附金税額控除制度では、地域社会は住民の寄附と議会及び行政との協働によって、地域課題の解決をNPO(住民)も担うことを期待している。これによって、従来、行政が手を付けられなかった地域課題の一部に光があたる。

なぜNPOなのか、行政はあまねく共通の課題に対応するのに対し、NPOは、困った課題に対応するため、地域課題の発見・解決にスピードがある。今は地域課題の発見・解決のスピードが求められており、そのための新たな担い手が必要になっている。この税条例改正は、寄付の仕組みを通じて、新しい担い手を支援するものである。当然、このことを住民が一番理解しなければならないので、周知をすると共に、寄付文化を浸透させるために、NPOと行政の永続的取組が必要になる。



- (注1)国としては、関連法律の改正により、公共を行政が独占していることの弊害を取り除くことと、 税収の減少時代に税金以外(寄附)を活用する道を開く必要があった。(税条例改正の背景)
- (注2)議会及び行政は新しい公共の在り方を共有し、積極的推進をする責務がある。
- (注3)住民は自ら地域課題を解決する当事者であることに気が付くこと、具体的には自らボランティア や寄附を通じて協働することが求められる。
- (注4)税条例改正の狙いは、住民が公益を選択する社会の実現により、自立した住民の実現を目指している。

8. あとがき

NPO法人への寄附を促進するために、平成23年12月に第1回目の調査が行 われ、今年度は第2回目の調査となっている。1年間の変化を調査することが目的 であったが、条例指定については、北海道と札幌市の態度が決まっていないこと を受け、周りの市町村の様子を見て決めるという態度保留した市町村が多かった。 しかし、独自で基準を定め、または、独自の判断で条例指定した市町村もあった。 条例指定をした市町村もまた、様子見の市町村も北海道がどのような結論を出そ うとしているか、非常に気にしている。前者は、市町村の基準と北海道の基準のア ンマッチによる問題、後者は北海道の基準をそのまま市町村の基準にすることへ の自主性の問題を抱えている。最大の問題は、自主的に先に条例指定した市町 村である。建前は市町村の基準と北海道の基準が異なってもいいが、実際は、同 じであって欲しいと願っている。したがって、後から基準を決める北海道の税条例 は、北海道独自の基準を定めず、市町村が条例指定したNPO法人を後から、北 海道の条例指定NPO法人とする税条例改正を行うべきである。そうすれば、市町 村は積極的・自主的に税条例の改正を行うようになる。本来、この試みは地方分 権の一環であるのに、その精神を分断するような北海道の税条例改正であっては ならない。

本調査を受けての提案先は、主に、北海道・市町村であったが、ここで、NPO法人側にも提案をしたい。それは、NPO法人が自ら地域の課題解決を担っているという自負とプライドを持っていただきたいということである。そうすれば、当然、条例指定NPO法人に自らなろうとするはずだ。市町村が、条例指定に先駆けて、NPO法人にこの条例の趣旨と意向確認を行ったがNPO法人から積極的働き掛けが少なかったという市町村の声があった。NPO法人側の意識改革が必要ではないか。また、調査内容に至らぬ点や集計結果が分かりにくい等、至らぬ点については、今後、改善をしたいと考えている。

この報告書をまとめるにあたって、北海道内149市町村の税務課等の皆さんからアンケート調査の回答をいただいた。ご多忙のところ、調査の目的に、ご賛同いただき、ご協力いただいたことに、深く感謝申し上げる。

また、調査への理解と支援をいただいた北海道NPOサポートセンター様に感謝申し上げたい。

最後に、この調査報告書がNPO法人への寄附を促進するため税条例改正への 市町村のヒントとなることを願っている。

「2012北海道内市町村のNPO法人への寄附に 伴う個人住民税の控除のための条例改正等 調査報告書」

特定非営利活動法人 公共政策研究所

〒003-0021 札幌市白石区栄通12丁目4番5-401号 電話·FAX:011-836-4315

E-mail: koukyou-seisaku@goo.jp

http://www16.plala.or.jp/koukyouseisaku/index.htm